

福祉環境委員会記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和6年2月16日（金）午前10時0分～午後3時36分 |
| 2. 会議の場所 | 第2委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（環境局）

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1. 予算第35号議案 | 令和5年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 陳情第52号 | 明石川のPFASによる汚染の解決を求める陳情 |
| 3. 陳情第53号 | 市民参加による環境アセスメント実施を求める陳情 |
| 4. 報 告 | 神戸SDGs貢献基金条例の件（第81号議案関係分） |
| 5. 報 告 | クリーンステーションのあり方最終とりまとめについて |
| 6. 報 告 | 芦屋市との一般廃棄物処理施設の広域連携について |
| 7. 報 告 | 令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について |

（健康局）

- | | |
|-------------|--|
| 1. 予算第35号議案 | 令和5年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 第85号議案 | 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する三田市との連携協約の締結に係る協議の件 |
| 3. 第86号議案 | 神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件 |
| 4. 報 告 | 令和6年能登半島地震における健康・医療支援（応援派遣）について |

（福祉局）

- | | |
|-------------|--|
| 1. 予算第35号議案 | 令和5年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 予算第37号議案 | 令和5年度神戸市国民健康保険事業費補正予算 |
| 3. 予算第41号議案 | 令和5年度神戸市介護保険事業費補正予算 |
| 4. 予算第42号議案 | 令和5年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算 |
| 5. 第84号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市しあわせの村） |
| 6. 陳情第45号 | 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を要請する意見書提出を求める陳情 |
| 7. 陳情第56号 | 介護職等の待遇改善を求める陳情 |
| 8. 報 告 | 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件（第82号議案関係分） |
| 9. 報 告 | 「第9期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（案）」に対する市民意見募集結果について |
| 10. 報 告 | 「第7期神戸市障がい福祉計画・第3期神戸市障がい児福祉計画（案）」 |

に対する市民意見募集結果について

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 朝 倉 えつ子

副委員長 菅 野 吉 記

委 員 なんの ゆうこ

か じ 幸 夫

山下 てんせい

木戸 さだかず

赤田 かつのり

坂 口 有希子

住本 かずのり

香 川 真 二

岡 田 ゆうじ

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（朝倉えつ子） ただいまから福祉環境委員会を開会いたします。

本日は、2月15日の本会議で付託されました議案の審査のほか、陳情の審査及び報告の聴取のためお集まりいただいた次第であります。

本日の協議事項のうち、神戸市しあわせの村の指定管理者の指定に関わります予算第35号議案及び第84号議案については、去る2月8日の市会運営委員会において、本委員会に付託すること及び建設局関係分については、建設防災委員会において質疑を行い、意見を本委員会に伝え、それを受けて本委員会が意見決定を行うことが確認されております。

なお、本件については、本日、建設防災委員会が開催されることから、建設防災委員会における質疑及び意見決定が終了し、本委員会に意見が伝えられた後、本委員会の意見決定を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、令和6年度予算及び関連議案に関わる事項につきましては、2月26日より予算特別委員会審査が予定されておりますので、質疑に際しましては、その旨をお含みおきいただき、効率的な委員会運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、つなぐさんから本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありましたので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（朝倉えつ子） 御異議ありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、録音についてお諮りいたします。

本日の委員会の模様を神戸新聞社さんから録音したい旨の申出がありましたので、許可したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（朝倉えつ子） 御異議ありませんので、許可することにいたします。

次に、本日審査いたします陳情第52号、陳情第53号、陳情第56号につきましては、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、陳情第52号及び陳情第53号は環境局審査の冒頭に、陳情第56号は福祉局審査の冒頭に、それぞれ口頭陳述を受けることにしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、さよう決定をいたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（環境局）

○委員長（朝倉えつ子） これより環境局関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるよう、よろしく願いをいたします。

それでは、陳情第52号について、口頭陳述を聴取いたします。

角屋さん、前へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○**陳情者** 私は神戸市西区に住む角屋克子です。明石川のPFAS汚染についての陳情の補足をします。

陳情事項1のPFAS汚染の発生源を突き止め、汚染物質の流出を止めることについて、5点で補足します。

昨年11月、神戸市が測定ポイントをこれまでの8か所から17か所に増やして行われた結果では、国の暫定指針値を9か所で上回っています。藤原橋周辺では上流の住吉橋や性海寺川流末は指針値以下ですが、下流の堅田橋では1リットル当たり暫定指針値の8倍を超える420ナノグラムとなっており、藤原橋のすぐ北にある2つの産業廃棄物最終処分場が汚染源ではないかと強く疑われます。ここの排出水を測定してください。

そして、PFAS汚染による市民の健康への影響を考慮し、血液検査、土壌検査、農産物の汚染、魚介類の汚染など、全面的に調べてください。

2点目、地下水の汚染や風などによる粉じんの飛散などの調査をしてください。

3点目、神戸市は昨年11月に事業者へ事業活動の調査や産業廃棄物処理業事業者への対応を求める文書を送付されておりますが、その結果について、暫定指針値を超える測定結果はあったのかどうか。あった場合は、どのように対応されたか。市民に明らかにしてください。

4点目ですが、汚染源は昨年11月の測定ポイントを増やしての検査結果では複数箇所で見られているのではないかと疑われます。

例えば、養田川流末では1リットル当たり52ナノグラム、堅田川流末では1リットル当たり64ナノグラムの測定値となっており、西神工業団地内に発生源がある可能性があります。調査してください。

5点目、伊川の水道橋でも昨年5月、190ナノグラムが測定されておりますが、発生源を特定してください。

陳情事項2の国に対しての働きかけを強めることを3点で補足します。

1点目、新たな規制力のある水質基準を定めるよう要請してください。その際、米国環境保護庁提案の1リットル当たり4ナノグラム以下に厳しくしてください。

2点目、産業廃棄物処分場などの排出基準と工場排水などの暫定基準を早急に決め、さらに恒久的な基準の設定をするよう求めてください。

3点目、PFAS汚染の発生源と疑われる最終処分場の事業者と委託した産業廃棄物排出事業者の責任も追及できるような土壌汚染対策法などの法整備などを検討するよう求めてください。

関係する事業者の責任を厳しく追及し、積極的に汚染物質の流出を止める手立てを取ってください。

陳情事項3、産業廃棄物処分場内の盛土についても流出の危険がないようにしてください。

明石川は流域の住民にとって、まさに母なる川として親しまれてきました。流域には、まだまだ豊かな自然が残り、歴史も古い地域です。明石川からPFAS汚染物質を除去し、次世代へ渡すことが求められています。早急に発生源を突き止め、対策してください。

明石川・伊川のPFAS汚染を明らかにする住民有志一同。

以上です。

○**委員長**（朝倉えつ子） お疲れさまでした。

それでは次に、陳情第53号について、口頭陳述を聴取いたします。

小林さん、前へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 おはようございます。神戸市灘区、小林るみ子です。

この2月5日、都市計画審議会が開催され、王子公園再整備計画の議案が審議されました。

当初、傍聴者定員は30人、それを上回る人が傍聴に来られることを想定し、事前に対応できるように別室を用意してほしいこと、さらに、傍聴者全員に当日の資料配付をお願いしました。それについては御配慮いただいたことに感謝します。

しかし、都市計画審議会の開催通知は開催日の1週間前、市民の傍聴に消極的な神戸市の姿勢は明白です。その上、都市計画審議会における王子公園についての審議時間の多くは、議案についての神戸市当局の説明に終始し、審議では、議員の委員の質疑応答のみで、他の学者や弁護士等の委員は一言も発言のないまま、採択に持ち込まれました。これがこのたびの都市計画審議会の実情です。

60人を超える傍聴者は、このような審議会に王子公園の未来を決められることに怒り、失望いたしました。

議員の皆様、このような都市計画審議会でも神戸市の未来を決めてよいものでしょうか。在り方が問われます。

私たち「王子公園・市民ミーティング」実行委員会は、この少子化時代に大学が統廃合されている時代に、なぜ大学誘致なのかという素朴な疑問からスタートしました。この2年間、王子公園の未来はみんなで決めるを合言葉に、ミーティング、神戸市への申入れ、神戸市議会への陳情、神戸市や関学への署名行動、市民パレードなど取り組む中で、幾つもの課題があらわになりました。都市公園法を変えてまでも3.5ヘクタールの土地を売却し、王子公園に大学を誘致しなければならぬのでしょうか。

29年前の阪神・淡路大震災の折に防災拠点になったことを教訓に、災害が続く昨今、平時から空地空間を確保する必要があるのではないのでしょうか。

王子動物園の遊園地廃止は残してほしいという多数の声もあり、一旦は存続になったものの、再び今、その存続が曖昧になっているのではないのでしょうか。子供たちに教育の機会均等を保障し、よい教育を提供することが行政の責務です。子供たちが安価で利用しやすいプールは整備・存続させるべきではないのでしょうか。

さらに、今回の陳情内容にあります、夜桜通り抜けで知られている王子公園は、桜をはじめ、多くの樹木が植えられています。王子公園再整備計画の下での樹木の伐採数について、情報公開の請求をしましたが、結果は非公開でした。再三求めてきたにもかかわらず、いまだに公開されていません。なぜでしょうか、疑問です。

市民は大気汚染、騒音、景観、公害、学校、介護施設、交通混雑、安全、自然との触れ合い、温室効果ガスなど、周辺環境の影響の大きさを危惧しています。神戸市は都市公園の新設に該当しないという理由で環境アセスメントをしようとはしません。

不安を抱く市民への説明責任を果たすためにも、自主的に実施するべきではないのでしょうか。

最後に、私たちは先月28日に、王子公園と神宮外苑をつなぐ大集会を開催いたしました。御存じのように、今、東京の神宮外苑では再開発問題で大変揺れており、国連の諮問機関、国際NGOイコモスにより、ヘリテージアラートが発せられるほどです。その運動を担っているロッシェ

ル・カップさんをお招きし、神宮外苑における再開発の現状と王子公園再整備との共通点を話していただきました。その話の中で、今全国の公園で同様のことが起きていることを知りました。経緯と背景は様々ですが、共通点があります。不十分な情報の下、不透明な政策プロセスで進められていることはもとより、住民・市民不在であること、樹木伐採など環境が破壊されていることです。

以上、SDGsに逆行する王子公園再整備計画に対して、環境アセスメントを市民参加の下で早急に実施することを求めたいと思います。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） お疲れさまでした。

以上で陳情についての口頭陳述は終わりました。

それでは、議案1件、陳情2件及び報告事項4件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

柏木局長、着席されたままで結構です。

○柏木環境局長 環境局でございます。どうぞよろしく申し上げます。

では、着席にて失礼します。

それでは、議案1件、陳情2件、報告4件につきまして一括して御説明申し上げます。

お手元でございます福祉環境委員会資料の1ページを御覧ください。

I議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、環境局所管分につきまして御説明申し上げます。計数につきましては100万円未満を省略して御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきまして、下段に歳入歳出予算事項別明細書を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

歳入でございますが、第22款繰入金、第2項基金繰入金は、神戸SDGs貢献基金への統廃合に伴い、神戸市環境事業基金を取り崩すため、9億9,900万円を増額補正しようとするものでございます。

続いて、第25款市債、第1項市債は、妙賀山クリーンセンターの設備改修に伴う起債承認見込みにより3,500万円を増額補正しようとするものでございます。

2ページを御覧ください。

歳出でございますが、第6款環境費、第1項環境総務費は、職員の給与改定等に伴う3,000万円と、先ほど御説明しました神戸市環境事業基金の取崩し額9億9,900万円を合わせた10億2,900万円を増額補正しようとするものでございます。

第4項環境施設整備費は、妙賀山クリーンセンターの設備改修費として4,700万円を増額補正しようとするものでございます。

3ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございますが、第6款環境費、第1項環境総務費は、水素ステーション整備費補助5,000万円を、第4項環境施設整備費はクリーンセンター等改修費5,600万円をそれぞれ翌年度に繰り越そうとするものでございます。

次のページを御覧ください。

陳情第52号明石川のPFASによる汚染の解決を求める陳情につきまして御説明申し上げます。

初めに、有機フッ素化合物、PFASは、1万種以上存在するとされておりますが、そのうち、PFOS、PFOAは自然界で分解しないことから、法律により、現在は製造、製品等への使用

が禁止されているものです。

P F A Sの人体への影響につきまして、国の報告によりますと、動物実験において肝臓の機能や仔動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されており、人においては、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系などとの関連が報告されておりますが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかなど、いまだ確定的な知見がなく、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められているところです。

国内において、P F O S、P F O Aの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が生じたという事例は確認されておきませんが、環境省は厚生労働省と連携し、最新の科学的知見に基づく専門家による検討を進めているところでございます。

また、P F O S、P F O Aにつきましては、環境基準や排水基準なども設定されておらず、水道水や河川等の水質につきまして、P F O SとP F O Aの合計値で50ナノグラムパーリットル以下とする暫定指針値のみが定められております。

本市においては明石川で暫定指針値を超えるP F O S、P F O Aが確認されて以降、調査地点も増やしながら河川の水質調査を進めてきたところでございます。

それでは、陳情事項の1点目、P F A S汚染の発生源を突き止め、汚染物の流出を止めることに対する本市の考え方でございます。

P F O S、P F O Aの排出源について、国は泡消火剤を保有する施設、フッ素系樹脂の製造施設などのほか、これらの製品を処理した実績のある廃棄物処理施設などが考えられるとしております。

現在、排水基準がなく、立入調査や排水処理対策などを命ずる法的根拠はありませんが、本市では排出源となり得る周辺の産業廃棄物最終処分場等に対し、非公表を前提として自主的な検査・報告及び対策を要請しているところでございます。

続きまして、2点目、国に対して、①現在の飲料水のP F A S暫定目標値を抜本的に厳しい基準値に設定することを求めること、②産業廃棄物処分場や工場排水などの基準を厳しく設定すること、汚染除去について排出者や産業廃棄物の排出事業者の責任も追及できるような法整備を求めることについてでございますが、本市では、既に国に対して、人に対する毒性評価や、農作物による吸収等についての調査研究、水質等の基準値の設定や除去技術の確立などを要望しているところでございます。

今後、科学的根拠に基づいて、基準値が設定されるものと考えてございます。

続きまして、3点目、産業廃棄物最終処分場内の盛土についても流出の危険がないようにすることについてでございますが、産業廃棄物最終処分場内において、法令等に違反する盛土が行われている場合は、市として指導を行ってまいります。

次のページに陳情書を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

次のページを御覧ください。

陳情第53号市民参加による環境アセスメント実施を求める陳情につきまして御説明申し上げます。

初めに、神戸市の環境影響評価手続について御説明いたします。

環境影響評価とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業等の実施に当たり、あらかじめ環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、広く意見を求めるとともに、環境保全上の適正な配慮を行うものでございます。

環境影響評価には、環境影響評価法による手続と、神戸市の条例による手続がございます。法は国が実施または許認可に関わる大規模な事業を対象に、市条例は法が対象としていない事業や、法が対象としている事業の中で除外している、より小規模な事業などについて、環境影響評価の手続を進めております。

それでは、陳情項目の環境アセスメントの各段階において市民が参加しやすい、市民の意見が反映されやすい環境アセスメントにすることに対して、神戸市の環境アセスメントの手続の一般的な考え方について、考え方を御説明させていただきます。

神戸市の環境影響評価では、事業者に対して、事業の実施により環境に影響が及ぶおそれのある地域を定め、環境影響評価の各段階で関係地域の住民に対する説明会を開催することを義務づけております。

この説明会における説明内容に対して意見がある場合は、関係地域の住民は市長に意見を提出することができます。

また、環境影響評価に係る資料の一式は縦覧の用に供するとともに、ウェブサイトでも公表しており、関係地域の住民以外の市民も市長に意見を提出することができます。

さらに、評価書案が提出された段階においては、関係地域の住民から要請があった場合、市は公聴会を開催することとなっており、関係地域の住民はこの場で公述することができます。

事業者に対しては、提出された市民からの意見に対する見解書を提出するよう義務づけており、市では、その見解書を環境影響評価審査会で審査していただいた上で市長意見を作成しております。

以上のように、各段階において市民の皆様が参加できる機会を確保しており、今後も、これらの適切な運用に努めてまいります。

次のページに陳情書を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

次のページ、4ページを御覧ください。

Ⅱ報告、第1神戸SDGs貢献基金条例の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、条例案第1条に掲げるとおり、神戸の豊かな環境を守り、その恵みを将来にわたって享受し続けられる持続可能な暮らしと社会の実現に資する事業の推進を目的として、神戸SDGs貢献基金を設置しようとするものでございます。

5ページを御覧ください。

中段の附則の2及び3に記載しておりますとおり、本条例の制定に伴い、神戸市環境事業基金条例を廃止し、同基金に属していた財産は神戸SDGs貢献基金に属する財産といたします。

なお、本件は、本市会に上程され、総務財政委員会に付託されております。

6ページを御覧ください。

続きまして、第2クリーンステーションのあり方最終とりまとめにつきまして御説明申し上げます。

令和5年10月にクリーンステーションのあり方中間とりまとめを公表させていただいた後、市民の皆様からいただいた御意見を反映し、課題や取組などの方向性に変更はございませんが、文章表現に変更を加え、最終とりまとめといたしました。

変更点は、まず課題(1)につきまして、環境局職員が収集の際に、クリーンステーションの清掃とカラス対策ネットの片づけを行う取組により、掃除当番が不要になると誤解される方がおられるとの御意見をいただきました。

そのため、掃除当番等の負担軽減という目的を明記し、中間とりまとめでは、後段に記述をしていた収集全体にかかる作業時間の延長とその影響を最小限にとどめ、かつ職員の時間外勤務を発生させない範囲においてという表現を前段に記述いたしました。

課題(2)から課題(4)については、変更はございません。

8ページを御覧ください。

課題(5)高齢等の理由による離れたクリーンステーションへのごみ出し負担の課題につきまして、4月以降は、全てのクリーンステーションが全ごみ種対応になると誤解される方がおられるとの御意見がございました。9ページに今後の取組を記載しておりますが、それを受けまして、全ごみ種対応は、利用者の理解が得られる地域から順次進めることを追記いたしました。

課題(6)自治会が管理するクリーンステーションを非自治会員が利用する際の課題に対する対応の考え方につきまして、単純に、今後は非自治会員であっても、クリーンステーションを利用できるようになると受け止められるという懸念が示されたことから、最終とりまとめでは、非自治会員であっても、利用者には清掃負担や費用負担など、クリーンステーションの清掃を保持し、共同で維持管理する責務があることを追記した上で、今後その責務を果たす方法を研究し、対応方針を定めていくことといたしました。

10ページから21ページにかけては、クリーンステーションの在り方の全文を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

22ページを御覧ください。

第3 芦屋市との一般廃棄物処理施設の広域連携につきまして御説明申し上げます。

1. 経緯でございますが、令和5年9月に芦屋市から本市に対し、以下の3点における環境施策の広域連携について協議の申入れがございました。

その中で、芦屋市から優先的事項として示された一般廃棄物処理施設の連携について協議を進めてまいりました。

2. 協議の状況でございますが、両市の環境部門による実務的な協議において、(2)にありますとおり、一般廃棄物処理施設の連携につきましては、①本市施設の処理能力などから技術的には受入れが可能であること、②広域連携を行うことで、既存ストックの有効活用、効率的なエネルギー回収による脱炭素・環境負荷の低減に繋がること、③連携をする場合には、芦屋市内で大型車に積み替えて搬入することが必要であること、運搬先や搬入経路・時間についても、本市の指示に従っていただく必要があることなどを確認いたしました。

これを受けて、芦屋市より、広域処理の実現に向けて、運搬先等について本市の計画に従うこと、大型車に積み替えるための中継施設の整備について検討することの意思が示されました。

3. 今後のスケジュールでございますが、芦屋市との広域連携に一定の意義が認められることから、処理施設の周辺住民の皆様に、これまでの検討状況について御説明し、理解を求めてまいります。

それらによって寄せられた周辺住民の皆様の御意見等も踏まえながら、芦屋市と議論を深めるとともに、経費負担の考え方や災害発生時の対応などの課題についても、引き続き協議してまいりたいと考えております。

協議状況について、周辺住民の皆様に説明するための資料を23、24ページに掲げておりますので、併せて御参照ください。

25ページを御覧ください。

第4 令和6年能登半島地震被災地への職員派遣につきまして御説明申し上げます。

まず1つ目は、廃棄物収集・運搬支援でございます。

環境省及び全国都市清掃会議からの要請により、職員及び収集車両を派遣し、避難所ごみ及び生活ごみの収集運搬支援を行いました。

派遣期間は令和6年1月13日から26日間。派遣人数は45名。作業車両として2トンパッカー車3台、整備用ダンプ1台を派遣いたしました。

以下に、具体的な活動を記載いたしております。

26ページを御覧ください。

2つ目は、災害廃棄物処理支援でございます。

こちらは、石川県珠洲市において、兵庫県と協調して災害廃棄物の処理に関する支援を行ったものでございます。

派遣期間は令和6年1月20日から18日間。派遣人数は4名。

具体的には、(3)にありますとおり、災害廃棄物の仮置場の設置や避難所ごみの収集などの廃棄物行政全般にわたり調整・助言等を行いました。

以上、議案1件、陳情2件、報告4件についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（朝倉えつ子） 当局の説明及び報告は終わりました。

それでは、これより順次質疑を行います。

まず、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、環境局関係分について御質疑はございませんか。

○委員（山下てんせい） 失礼いたします。議案の繰入金のところは基金繰入金で環境事業基金というものが廃止になり、そしてSDGs基金へというふうに繰入れが行われるというふうな報告も併せての質問になりますが、神戸SDGs貢献基金条例というものが制定されて、ただ一方で、この環境事業基金というものは、当然環境局がしかるべき事業を遂行するために積み上げていた基金でありまして、これがSDGs貢献基金条例に基づいて、新しい基金になったとて、その目的は失われるべきではないと私は考えますが、いかがでしょうか。

○柏木環境局長 このたびの統廃合によりまして、これまでの局が行っていた事業が行えないようになるというものとは考えておりません。資金はもちろん、今後積み立てていく資金についても、環境局に係る事業を行うために活用をしていくという方向でございます。

○委員（山下てんせい） とはいえ、この神戸SDGs貢献基金というものが、これが管理方が環境局ではなくなるというふうなことではないんですかね、いかがでしょうか。

○柏木環境局長 このたび創設するSDGsの基金は、環境の事業も含む幅広い用途に活用されていくことになると考えてます。

最近、企業版ふるさと納税であるとか、個人の大口の寄附なんかもありまして、単年度で処理が終わらないものは翌年度以降も活用していくと、そういう意味で、この基金を創設する意味は非常に有用であると考えておりますけれども、このSDGsの概念と、それと今まで環境局のこの環境事業基金の概念というのは、大きくはそれは含まれていくものですから、それぞれ別々の基金であるということと統合していくということに関しては1つ意義があると考えています。

ただ、統合しますので、もちろん、一義的にはこれは企画調整局のほうで、この基金の事務的な手続は行いますけれども、ただ、今後も両局連携を取りまして、環境局とそれぞれ連携を取っ

た上で、1つになりますけども、これまでと——環境局から見るとこれまでと変わらない形で運用を継続していくということを考えております。

○委員（山下てんせい） 了解いたしました。

まず、基本的に目的があつての基金ですので、そこがうやむやにならないように、しっかりと運用のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ございますか。

よろしいですか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では次に、陳情第52号明石川のP F A Sによる汚染の解決を求める陳情について御質疑はありますか。

○委員（赤田かつのり） 代表の陳情者の方の口頭陳述の項目に沿って、ちょっとお聞きしたいんですけども、まず1番目のところですけども、まず、発生源を突き止め、汚染物の流出を止めてほしいということで、これに係るのは補足の説明の中で5点補足がありましたが、例えば、調査についても、海洋の問題とか、いろいろと出ましたけども、それぞれについての求めたことに対してね、当局としてはどのように考えているのか、その見解をお願いいたします。

○柏木環境局長 この要望につきまして、我々としては法的根拠がないという状況の下ですので、今できることを行っているという認識でおります。それぞれ事業者に対して、これは非公表という前提で資料も提出をしていただいております。

また、発生源について、国も一定の、考えられる発生源というものを明確にしておりますし、またそれぞれ事業の性格上、そのようなものを扱っている事業場は確かにあると思っております。

ただ、一般的な環境基準と、また排出基準というものは、これはまた違うものですから、今のこの暫定指針の数値を前提として、それ以上の対策等を求めることは難しいと考えております。

したがって、今現在は我々のできる範囲として、こういった取組を行っておりますので、今、これ以上の取組をさらにとすることは、考えていないというのが今の現状です。

ただ、国に対しては、これらのしっかりとした全国一律の基準値を示すように、これは強く要望もしておりますし、そういった科学的な根拠に基づく基準というものが今後示されてくると考えてございますので、それが示された暁には、それに基づくしかるべき手続をしっかりと行っていきたいと考えてございます。

○委員（赤田かつのり） 11月でしたかね——に国に対する要望をしたというふうに、ちょっと聞きましたけども、この有機フッ素化合物について、人に対する毒性評価や農作物による吸収等についての調査研究を国に対して早急に進めているということのようですが、この早急に調査研究を求めている、今現在のところ、どんな状況なんでしょうか。

○柏木環境局長 国においては、2つの専門家による会議を開催して検討しているんですけど、1つは水質の目標値に関する専門家会議、もう1つは、総合戦略検討専門家会議というものです。これについては、一番直近は、この水質の目標値の会議が第2回目が昨年6月に開催されて以降、まだ2回目、3回目はまだ開催されていないという状況です。

それと、総合戦略検討専門家会議、これにつきましては、昨年の7月に第4回目が開催されたという状況でございます。

一番新しい情報を確認しますと、この水質の目標値の会議が第3回目が2月21日に開催される

と聞いております。

国の状況はそのような状況で、我々としては、今後も早急にこの検討を進めてほしいということとは国に要望し続けてまいりたいと考えております。

○委員（赤田かつのり） 今、2つの専門家会議の経過についての御答弁あったんですけども、この総合戦略ですか、7月に行われて以来、行われていないという状況なんですけど、ここで、僕、よくそれはちょっと知識ないんですが、これは毒性の吸収についての調査研究をするということに関わってる、そういう会議なんですか。

○柏木環境局長 この総合戦略専門家会議で、前回、第4回で示されましたのは、このPFOS、PFOAに対するQ&Aというのが示されまして、そこにいろいろな心配事であるとか、疑問点に関して、今現在の状況というものが示されております。

そういう意味で、こちらのほうは、どちらかといいますと、そういう総合戦略の名のとおり、この問題をどのように取り扱っていくかということではないかと思っております。私もそこまで詳しくというわけではないんですけども。

一方、水質の目標値の、こちらの専門会議、これはもちろん水質の専門という、目標値を定めるわけですから、いろいろな科学的な根拠に基づく検討が行われているのではないかというふうに認識しております。

○委員（赤田かつのり） 要するに、国の専門家会議で何を話し合っているかについて、ちょっと局長自身も、ちょっと分かりかねてる部分があるということになるとね、神戸市から要望してることも、本当にその答えが期待どおりまとまるかどうかということになってくると思うんですよ。そう思うんですね。

それから、そこはちょっと明確にしておいたほうがいいんじゃないかというのが1つと、それと、せっかく調査地点も増やしたわけであって、その中で暫定基準値を大幅に超える検出結果も出てるということがあります。もちろん、調査研究をね、この求めている調査研究を国においてしっかり進めてもらう上でも、神戸市として独自にこういう情報を集めて研究をして、それを国に提出するっていうこともありじゃないんですか、それはいかがでしょうか。

○柏木環境局長 先ほどお問合せは、2つの会議の違いについてお問合せでしたので、この両者の明確な違いを今承知をしていないということを申し上げましたけれど、ただ、国において専門家がこのPFOS、PFOAの人体に与える影響であるとか、どういった基準が適切であるかといったことを検討していることには、これは間違いがありません。どのようなことを検討しているか分からないというわけではなくて、この基準を一刻も早く示すという方向で議論されていると。それは、海外の研究の状況も把握をしながら進めていると聞いておりますので、進めている方向については明らかになっているというふうに考えております。

そのような、専門的な知見を結集して、今検討しておりますので、それを同時並行で神戸市が新たな枠組で検討していくということは、適切ではないと考えておまして、国の検討結果を我々としては待ちたい、早くそれを示してもらうために要望していきたいというふうに考えております。

○委員（赤田かつのり） 明石川の水域でそういう異常な値が発生してるわけであって、そういった情報なり、あるいは独自にいろいろ調べて気がついたこと、それから住民からのいろんな意見、不安、そういったこともしっかりとまとめて伝えるっていうことはしないんですか。

○柏木環境局長 先ほど申し上げましたように、国のほうから基本的な考え方というのが示されて

おります。それに記載がない事項を我々の推測で、ひょっとしたらこうかもしれない、またはという、そういったわけで必要以上に不安をあおってしまう、または近隣の、例えば農作物等の従事者に対する風評被害を与えるということも、やはり十分に注意していかないといけないというふうに思います。

今現在、どのようなシステム、どのようなことでこういう影響が出ているのかという、この科学的な知見がないというのが、これが実情ですので、これがない段階で必要以上に我々が別の基準を設けるであるとか、今ない排水基準というものを暫定に設定して、それを指導するとか、そういう形を取るということはやはり適切ではないと考えてございます。

- 委員（赤田かつのり） 別に不安をあおってるわけじゃなくて、こういう実態という——事実というのを、それを提供するというのは最低必要なことだと思うんですね。大本にあるのはやっぱり国のほうの態度やと私らも思ってます。

もう1つ、違う観点なんですけども、全国一律の水質等の基準値を設定することを求めています。これはもっと具体的にどうなりますか。今、暫定基準が500ナノグラムパーリットルになっていますけども、この基準値の設定をどのように求めているわけでしょうか。

- 柏木環境局長 今回の暫定指針というのは、水道水の基準、これが1つだけあって、これがいわゆる環境基準も、この暫定指針を今適用せざるを得ないですね——数字がそれしかありませんから。また、排出基準も、いかにもそれが基準になるのではないかというふう、今、いろんな形で臆測というか、推測とか、いろいろあると思うんですが、やはり全国一律に環境基準はこれである、水道の基準はこうである、それに伴って排出基準はこれであるというふうな、それぞれしっかりした、これ今暫定指針ですから、基準というものをそれぞれに設けていただきたいというふうに考えております。

また、その内容は海外の事例、また最新の知見に基づいて科学的根拠に基づいて、しっかりとした基準、この基準で大丈夫だといったものをしっかりと示していただきたいというふうに考えています。

- 委員（赤田かつのり） 先ほど口頭陳述された方も求めていたのは、たしかアメリカだったと思うんですけども、海外ではもっと基準が厳しいとなっていますが、そういった基準値を求めるべきだという見解ですね。

- 柏木環境局長 海外でいろんな知見——数字が出てますから、国は当然、それも念頭に置いた上で科学的な根拠に基づく基準を定めると考えています。

海外の基準も様々で、WHOが示している今の水質の——飲料水の水質ガイドライン、これはPFOS、PFOA、それぞれに100ナノグラム——それぞれですね——というガイドラインをWHOは示しています。日本の場合は、PFOSとPFOA、両方合わせて50ナノグラムパーリットルということで、WHOの基準に比べると厳しい基準になっている。ただ、これは先ほども何度も申し上げてますように、まだ知見が確立されておりませんので、一概に一番きついところ、厳しいところに合わせるようにという、どこかに合わせるというわけではなくて、しっかりと科学的知見に基づくデータ、数字を示していただきたいと、そのように考えております。

- 委員（赤田かつのり） それでは困ると思います。

それで、兵庫県はPFASの実態把握の強め方として、PFOA、PFOS以外の実態調査も実施するということを明らかにしているということ、それから有識者会議で調査結果や、結果を検討するんだと。必要に応じて事業者を指導するというふうにしていきます。神戸市も、より積極的

に働きかけるというか、そういうことはできるんじゃないでしょうか。その辺、見解を求めます。

- 磯部環境局副局長 PFOS、PFAS以外にも、実は国の中で議論されてる物質というのは複数ございまして、そういった動向も確かに見ていく——注視していく必要はあるとは思っております。ただ、現在暫定ではあるとはいえ、指針値、あるいは目標値というものが定まっているのがPFOS、PFOAだけという状況の中で、それもまだ科学的知見が十分に確立されてないという状況でありますので、まずは私どもはその科学的知見、それがしっかりと確立されて、しかるべき基準が国のほうで設けられるということ働きかけていきたいというふうに思っております。
- 委員（赤田かつのり） 兵庫県のほうがより立ち入ってると思うんですよ、ちょっと同じことになるんですけども、実態調査もね、事業者への指導も。自治体としても、国の見解がそうであっても、より踏み込んだことができてると思うんですよ。それぐらいの意欲を示すべきやないですか。
- 磯部環境局副局長 現在、事業者への指導につきましては、法的権限とかがない中ではありますけれども、任意の形で対策を要請するというところでやっておりますので、広く、ふわっと対策をと言うてるのではなくて、個別具体的に働きかけているという状況ですので、私どもとしては、できる限りのことをやっているというふうに認識しております。
- 委員（赤田かつのり） それは、先日ちょっと一般質問の森田議員の質問の中の答弁がありました。つまり、何とかな、排出源の可能性が高いと思われる事業者が分かれば自主的な取組を促したいと、そういうことを言われたと思うんですけども、ただ、自主的な取組を促すいうことであって、それで実際どうですか、企業名とか非公表というのは分かるんですけども、その促した結果というか、効果あるんですか。
- 磯部環境局副局長 やはりこれは、いろいろ対策というの、例えば設備を入れたりとか、あるいは維持管理の方法を変えたりというようなことが必要になってまいりますので、実情を踏まえて事業者のほうでは、そういった検討を進めてもらっているところであります。
- 委員（赤田かつのり） その検討結果というのは、何とかな、結果の報告というのは、それは受けて、何か文書か何かに残してるわけですか。
- 磯部環境局副局長 まだ文書として頂くというところまでの段階には至っておりませんが、検討をしているということについては聴取しております。
- 委員（赤田かつのり） それから最後の3つ目の陳情項目についてお聞きしたいんですけども、産業廃棄物最終処分場内の盛土についても流出の危険がないようにしてくださいという要望ありますが、これですね、今の答弁聞いてて思ったのは、事後的な対応じゃなくて、前もって調査するのが環境局の役割じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 磯部環境局副局長 産業廃棄物の最終処分場に対しては、定期的に立入りをしております、廃棄物処理法に基づく最終処分場の基準、これを逸脱するような管理がある場合はしっかりと指導をしております。
- 委員（赤田かつのり） これ、住民の方が、もうちょっと心配やからということで、こういうことを陳情されたと思うんですけども、もうちょっと、どう言うかな、そういう話を住民からも聞いて、ちょっといろいろ検討する、対応するってこともあってもいいと思うんですが、いかがでしょうか。
- 磯部環境局副局長 これは産業廃棄物の処分場に限らず、一般的な環境問題につきまして、様々

な市民の方から御意見とか、苦情とかが市に寄せられるケースはございます。

そういった場合は、それぞれの申入れされた方の御意見、あるいは被害状況を聞いて、どういった対策が取れるかというのを私どものほうでも検討しているところであります。

ただ、実際にその事業者に対して強制的な対策を取るように命令するとか指導するっていうことは、やはり法令の権限内のことになってくるというのが現状であります。

○委員（赤田かつのり） まとめますけども、水道水が汚染されてなくても、土壌汚染によって、畑などの農作物が汚染されて、これを食べて曝露するケースもあります。地上に降った雨水によって、20年から30年かけて深層地下水に達するというとも言われてますけども、市内でもホームページ見ますと地下水の地点別の調査結果というものも拝見しましたが、これは地下水で暫定基準値を超えた測定結果というのが、これが各区に——別に西区だけの問題と違うと思うんですね——全市的な問題として、これは本当にどう言うのかな、大本は確かに国ですけども、神戸市としても国の動向に従うというか、見習うんじゃないかと、もっと踏み込んだことをしっかりやっていただくことを市民が求めているというふうに思いますので、そのことを強く求めて、私からの質問を終わります。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ありますか。

○委員（香川真二） よろしくお願ひいたします。西区に住んで、明石川は、まあ近くにあるんで時々、犬とかを、夏場とか泳がせたりしてたんですね。こんなことが明石川で起こってるんだと思って、ちょっと後から考えると少し不安になったりもするんですけど。平野町のほうでも、押部谷でも、明石川まつりとか、いろいろやられて、割と川がメインであるんで、魚のつかみ取りとか、そういうのをやって、子供たち、みんな持って帰って食べたりとかしてるんで、そういったところが今後できるのかとか、そういういろんなことを心配してる、明石川の近くに住んでる人が増えてきてるなど。

昨年の委員会とかでも、いろいろと答弁お聞きしたんですけど、なかなかいろいろ国の指針が決まらないということで難しい対応はあると思うんですけど、昨年の12月ですかね、WHOがPFASの中の1つの成分であるPFOAのほうを発がん性物質のレベル1に引き上げましたよね。かなり疫学調査の根拠があって引き上げてるというふうに——WHOは、そういった知見を持って引き上げてはいるんですね。そのレベル1というのが最高レベルで、何がほかにあるかという、アスベストやダイオキシンというのがそういったレベル1にも含まれているということで、そのPFOAのほう若干明石川の調査見ても高いんですよ。PFAS全体で言うても、PFOAが高いという、この部分で少しまた気になり始めている方もたくさんおられると思うんですけど、今後、国の知見を待つとは言えども、いろんなところから知見が徐々に集まりつつあると思うんですが、神戸市としてはこのPFAS全体でも、PFOAもですけど、これやっばりアスベストやダイオキシンレベルと同じ扱いをしていただきたいなと思うんですが、そのあたりの見解をお聞かせください。

○柏木環境局長 先ほど御指摘のありました発がん性の物質に認定されたということですけども、これも非常に難しい表現もあったりするんですけども、このグループ1という分類は、発がん性の要因となり得るかどうかの根拠の程度というような表現をされていまして、これが発がん性の強さを示すものではないとも言われているんです。これは、内閣府のほうがそういう見解を示しているんですけども、先ほどグループ1でダイオキシン等の例示がありましたけど、それ以外にもアルコール飲料もグループ1なんですね。それと、加工肉もグループ1なんですね。です

から、いろいろ並べて見てみますと、これがどの程度の影響を及ぼすものかという強さを表せてないというのは、例示を見ていると、それも1つなのかなとも、納得もするところなんですけれども、ただ、先ほど来、ずっと申し上げてますように、科学的知見がないという中で、神戸市が何か暫定的な基準を設けて、いかにもそれを超えると危ないとか、逆にそれを守っていれば大丈夫であるとか、そういった両方にも取ることができますので、やはり非常に難しいことだと思っております、ダイオキシンと一律に合わせて取り扱うというのも非常に難しいというふうに感じています。

- 委員（香川真二） これ、分かりやすく、今ちょっと議論が分かれたなと思ってるのは、私は一番きつそうなものを例示として挙げました。ダイオキシンやアスベストなどと同じですよ。局長はアルコール飲料も含まれていると。私も、確かにその分類見たときに、これはある程度幅広いなとは思ったんで、どのあたりでそれを見ていくのかというのは、すごく難しい判断になるとは思うんですが、やはり分からないから、その中の基準の中の、一番低い危険性のあるものと同様として扱うのか、危険性の高いものとして扱うのかであれば、我々そういった川に、今遊ばせたりとかしてた者としては、ちょっと高めの基準で捉えていただいていたほうが、我々の安心感、安全性は保たれるなと思っておりますので、その辺は考慮していただけないかなとは思っています。

だから、一応、危険性の高いものとして捉えたけど、結果、アルコールなどの危険性の低いものと同様でしたと、その知見が固まったときに、そういうふうな間違いがあったというのではオーケーだと思うんですね。これは別に人体にそんなに影響なかったということが分かりましたというふうに言っていたらいいと思うんですが、逆があるのは、ちょっと怖いなと思っておりますので、その辺ちょっと踏まえて、また意見聞きたいんですけど、どうでしょうか。

- 柏木環境局長 例えば、地下水もそうなんですけど、こういう水を摂取することは控えるとか、そういったような啓発というのはやっぱり可能ではないかと思っております。

ただ、通常の産業活動といいますか、それぞれの業務そのものに制限を加えるとか、そういったことになってきますと、やはり今現在、何を根拠にそれができるのかというところで、やはり難しいというふうに考えざるを得ないというのは、そういった中身によって啓発できるものもあるかというふうに考えております。

- 委員（香川真二） 分かりました。いろいろと局長も大変苦労してるのが分かるんで、これ以上突っ込みませんが、もう1つ、科学的知見というのがね、先ほど国へ要望したりとかして、科学的知見を待つというふうな話なんですけど、これ、神戸市としていつまで待つのかというのが教えていただきたいなと思うのが、これが1年、2年、待ち続けますというのか、例えば、今年度中待つ、もし国が何も示さないんであれば、やっぱり神戸市として対策取らないといけないと思ってるのか。そういった考えをお聞かせください。

- 柏木環境局長 現時点において、いつまでにこの方針が示さなければ、我々としてこうするという、そういった考え方を持ち合わせているわけではございません。少しでも早くそれを示していただきたいということを要望しまいりたいと考えてます。

- 委員（香川真二） 恐らく今決まってないと思うので、ちょっとこれ、決めていただいたほうがいいのかなと思ってまして、そうしないと、やはりこれが影響がなければ、本当にいいんですけど、影響があったときには対策が遅れたというふうに捉えられるんじゃないかなと思いますので、例えば、国がその知見を出さないんであれば、神戸市として独自に動き出すって、まあ内部では恐らく議論とか、検討されてるんだと思うんですけど、そういったのが示せる時期が来ましたら、

また示していただけたらと思います。

次の質問に行きたいんですけど、昨年の11月ですかね、神戸市のほうからも産業廃棄物の処理場等に御協力ということで、PFOS、PFOAの濃度の測定をしていただいていると思うんですね。これは一応非公表ということなんですが、公表できるところまで、ちょっと聞きたいなと思ってるのは、測定ができたのか、できなかったのか。独自にその事業所が測定できたか、できなかったか。あとは、それが神戸市のほうの環境局に報告がされたのか、されなかったのか。それを基に対策が取られたのか、取られてないのか。そういった全体でもいいですし、個々の状況についてでもいいんですけど、教えていただきたいと思います。

○磯部環境局副局長 測定の結果は報告をいただいております。

○委員（香川真二） その報告された中で、幾つか、例えば、どう言ったらいいんですかね、ちょっとこれは対策が必要だなと思うようなところがあったのであれば、その対策がされた、もしくはされようとされてるとか、そういった今後の対応について、ちょっとお聞きしたいんですけど、どうでしょうか。

○磯部環境局副局長 個別の事業者の情報については、ちょっと差し控えさせていただきたいんですけども、先ほども申し上げましたように、やはり、ちょっと排水の対策ということで、何か検討をということで、現在、対策を検討していただいているところではあります。

○委員（香川真二） 分かりました。

11月に水質調査は環境局でされてると思うんですけど、ここはまだ数値が少し高い値が出てると思うんですけど、この陳情者の方が言うように、産業廃棄物の処理場から排水がされてる、その排水がPFAS含まれてるんじゃないかということであれば、恐らく対策される前に、この11月調査をされてると思いますので、対策がされたのであれば、この次ですね、調査のときには何らかの影響が、改善が見れるのかなというふうに思ってますので、その辺をちょっと期待をしたいなどは思っております。

最後の質問なんですけど、このPFASの、ここに産業廃棄物処理場等のところにも、お願いでされてると思うんですけど、活性炭によるろ過等をできるだけ、そういうようなのをしていただきたいというふうにお願いがあったと思うんですけど、今、活性炭等でろ過をしているような事業所がこの神戸市内でどれぐらい存在してるのかなと思ってまして、その活性炭の——使用済み活性炭の処分がどうされているのか。この処分が適当にされてると、また自然界に出ちゃうというふうなことも言われてますので、この処分がどうされているのか、もし分かれば、どこでされているのかというふうな、ちょっと詳しい情報をお聞きしたいんですけど、よろしくお願いたします。

○磯部環境局副局長 活性炭の処理でありますけども、活性炭処理してる場所、してないところ、市内の事業者にはいろいろありますけども、活性炭を使用している事業者につきましては、使用済みの活性炭を再生というのが——リサイクルというのが今できるんですね。一旦、使い終わった活性炭を取り出して、高温でもう1回炭化させまして、もう1回使うというやり方、これが1つ。こういう処理というか、こういう使用方法をしているところと、あと、もうそれが再使用できなくなったような場合、あるいは、もう毎回取り替えるというところは、これはもう廃棄物という扱いで廃棄物処理法の基準にのっとって処分するということになっております。

個別の事業者はどのような業者と契約して、そういったリサイクル等を行っているかというところまでは把握しておりません。

○委員（香川真二） 分かりました。岡山のあたりでは活性炭の、使用済み活性炭の処理・処分を、ちょっと不適切な状態でやってたから、またそういった自然界にそういったPFASが出てしまったという事例もあります。そういう活性炭がどこで処分されているのか、適切に処理されて処分されているのか、ちょっとそこら辺、注視していただきたいなと思ってます。

産業廃棄物の処理場の、何と言うたらええのかな、監督と言ったらええのかな、それは神戸市がやってるというふう聞いてますので、そのあたりがちゃんと適切に処分されてないようであれば、またそういった排水等から出て、河川なんか流れ込むということになってるのかなと推測してしまいますので、そのあたりをしっかりと監督していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） 次に、陳情第53号市民参加による環境アセスメント実施を求める陳情について、御質疑はございますか。

○委員（赤田かつのり） この神戸市環境影響評価制度っていうのは、これ国に先駆けてできたもんだと思うんですけども、環境保全と生物多様性の保全に向けての市民参加というのが理念でないかと思うんですね。この陳情者が言われましたように、神戸市環境影響評価等技術指針マニュアルにも、条例改正により、さらに発展させ、市民の意見を求め、神戸市環境影響評価審査会の意見を経て、市長が事業者に述べる手続に変更してきたわけです。

市民の声をさらに取り入れる制度に発展させることができるんじゃないでしょうか。

○柏木環境局長 この制度につきましては、先ほども御説明をしましたように、各段階で市民の方の声を聞くような、そういう制度になっているというふうに考えてございます。

○委員（赤田かつのり） これまでも我が会派としては、大学誘致ありきの王子公園再整備について、市民の声を聞き、計画の中止を求めています。例えば、陳情項目2つ目の現在の王子公園の樹木数については、桜が合計653本、桜以外が合計690本ということが王子公園再整備素案に書かれていますけども、この樹木数690本というのは、これは減らさない——現在の本数を残すとの見解が出されていたかと思うんです。しかし、現在の本数を残すというだけでは駄目だと思うんですね。歴史的な原田の森そのものを残すことが重要なんじゃないでしょうか。

そして、市として環境アセスを積極的に生かし、環境保全に取り組むことを求めますが、いかがでしょうか。（「議事進行。」の声あり）

○委員（山下てんせい） 委員長、ちょっと議論の整理してほしいんですが、この陳情に関しては、非常に特殊な形をしております。陳情要旨が2つあるんですけども、内容が3種類ありまして、(1)の前段は都市局所管、つまり環境アセスメントの実施主体って、一体どこなんですかってことになったら、都市局になるかと思うんですけども、そういった議論。あるいは、陳情項目2番目、この樹木数云々に関する陳情は、これは建設局の所管でございます。この議論は環境局の所管の範囲にとどめるべきだと私は思いますが、そちらのほう、整理のほうをお願いします。

○委員長（朝倉えつ子） まあ、樹木数のことを言われたんですけども、市民参画を求めるという点で御質疑だったのかなと私は思ってるのですが、よろしいですか。

○委員（赤田かつのり） はい。

○委員（山下てんせい） 私はそうは捉えていないんですけども、少なくとも環境アセスメント

に関わる範囲に質疑を整理、よろしくお願いします。

もし、私が聞いていて、また引き続き変だなと思ったら、また進行させていただきます。

- 委員長（朝倉えつ子） じゃあ、その点、よろしくお願いします。
- 委員（赤田かつのり） 前段述べたことはね、これは私の意見として述べたことであって、最後に言われたこと、市として環境アセスを積極的に生かして環境保全に取り組むことを求めているわけですけども、それいかがでしょうかって質問です。
- 柏木環境局長 先ほども環境影響評価の客観的な手続について御説明をさせていただきました。
先ほどから出てます個別の事業ですけれども、神戸市の環境アセスメントの対象に入ってるか入っていないかということで申し上げますと、今現在、王子公園の再整備は環境影響評価の対象となっておりません。
個別の事業の内容について、我々のほうでコメントすることは困難であるというふうに考えております。
- 委員（赤田かつのり） アセスのどの段階でも、市民の声をしっかりつかむということが行政の重要な役割だというふうに考えます。
以上です。
- 委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑はございますか。よろしいでしょうか。
（なし）
- 委員長（朝倉えつ子） では次に、報告事項、神戸SDGs 貢献基金条例の件（第81号議案関係分）について御質疑はございますでしょうか。
- 委員（赤田かつのり） 予算第35号議案と、これとかなり関連が深い報告事項なんですけれども、要するに神戸市環境事業基金を廃止して、SDGs 貢献基金に統合するんだということで、この附則のところの2番目に廃止すると、環境基金条例を廃止するというふうに明記されています。
それでは、環境事業基金を設置した目的は一体何だったんでしょうか。
- 藤井環境局副局長 現条例にも定めております、第1条に定めております、神戸の恵まれた環境を守り、及び育て、並びに将来の世代に引き継ぐための環境を確保することを目的として制定したものでございます。
- 委員（赤田かつのり） つまり、大事な基金だったと思うんですね、そういう目的から考えると、統合されることによって、環境を守る目的が弱らなくなっているという懸念があるんですけども、その辺について、答弁お願いいたします。
- 藤井環境局副局長 今回、昨日上程させていただいてます新しいSDGs 貢献基金条例の案の第1条にも掲げてございます神戸の豊かな環境を守り云々と、ここの文面を旧条例と当てはめますと、引き続き神戸市の環境保全施策に活用できるものというふうに考えてございます。
- 委員（赤田かつのり） 環境事業基金で、これまでどんな事業を行ってきたんでしょうか。
- 藤井環境局副局長 この条例の第1条に掲げてございます、この目的に沿いまして、ゼロカーボンの支援補助金であるとか、環境保全、自然環境を守る里山保全であるとか、そういった事業に充ててございます。
- 委員（赤田かつのり） それだけですか。例えば、生物多様性保全の推進に取り組みれたりとか、時代の変化に対応したごみ出しの取組の推進だとかね、それから水素スマートシティ神戸構想の推進というのは、これは私ら納得いかないですけども、そういったものも含まれてますよね。
- 藤井環境局副局長 失礼いたしました。先ほど御説明させていただいたのは一部分でございます。

最終決算を打つときに、この基金を充てているかどうかというのは、別の議論としてあるんですけども、今お示しできますものとして、令和5年度予算におきましては、先ほどの水素スマートシティ、具体的には空港島にございますHySTRAの水素供給システムの構築実証事業に充てたりとかいうふうな予算編成として組ませていただいております。

それから、御紹介のありました外来生物の関係とか、資源の循環という意味で、こうベキエロの普及促進であるとか、そういったものにも充てさせていただいております。

いずれも、先ほども申しあげましたように、基金の第1条に掲げております環境保全の関係、それから環境局の大きなミッションの1つであります2050年のカーボンニュートラルを目指すための施策の1つだというふうに考えてございます。

- 委員（赤田かつのり） 環境事業基金で取り組んできた事業というのは、これは新しいSDGsの基金の中でも継続して行うというんでしょうか。
- 藤井環境局副局長 委員御指摘のとおり、これは引き続き、こちらから今回繰出しをしまして、新しい基金のほうに造成するものでございますけども、ここは明確に、この基金の管理については、所管は——事務の所管は企画調整局に移るわけでございますけども、しっかり、こちらからお渡しをした分については、分けて、しっかり管理をやっていききたいなというふうに考えてございます。
- 委員（赤田かつのり） 所管も変わり、それから環境事業基金の中でも、ちょっと支持できないような事業もあったんですけども、逆に局が変わって、基金の性格も変わるわけですから、引き継ぐものはあるとはいえね、その辺で、やっぱり今のこの環境事業基金の設置目的に沿った運用を引き続き行うという点では、後退しかねないなという、そういう心配があります。
以上です。
- 委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑はございますでしょうか。よろしいですか。
(なし)
- 委員長（朝倉えつ子） 次に、報告事項、クリーンステーションのあり方最終とりまとめについて、御質疑はございますでしょうか。
- 委員（赤田かつのり） 1点だけ申し上げます。この課題(6)というのがありますが、ページで言いますと、9ページですね。これに関わることでお聞きしたいんですが、ちょっと、私は問題意識としてあるのはね、いろいろとクリーンステーションの在り方についての、いろいろ改善策の検討というのが、これまでされてきたわけですけども、職員のマンパワーというのは、やっぱりどうしても必要になってきますが、あくまでも現在のこの環境局職員の定数の範囲内で行うということだと思っんですね。それで、この課題(6)についてなんですけども、自治会員か否かにかかわらず、清掃負担や費用負担など、クリーンステーションの清潔を保持し、共同で管理する責務を果たす方法を研究し、対応を定めていくとなっているんですけども、この清掃の負担を軽減しつつ、クリーンステーションの清潔を保持するなら、やっぱりこれは職員を増やすということが——いろいろ対応の考え方に書かれてますけどね、職員を増やすことが解決に最も近づくという見解ないですか。
- 柏木環境局長 今、この最終取りまとめ、まとめさせていただいているものは、今現在の体制の下で行うことを前提としています。全体にも、今後も職員がどんどん増やせるという状況ではないと思っていますし、いろいろ工夫を行いながら、また今後職員数が今の現状を必ずしも維持できるというわけでも、逆はないと思っておりますので、その都度、その都度、いろいろ工夫をし

て事業を執行してまいりたいと考えております。

- 委員（赤田かつのり） もともとのこういう取りまとめを行ってきたのは、やっぱり地域の住民の方の実情からスタートしたものであってね、やっぱり職員を増やさずして、現状の枠内でやるってということで、何か矛盾がいろいろと出ないかなっていう、ちょっとその辺の心配がありましたので、それをお聞きしました。

以上です。

- 委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

（なし）

- 委員長（朝倉えつ子） では次に、報告事項、芦屋市との一般廃棄物処理施設の広域連携について、御質疑はありますでしょうか。

- 委員（住本かずのり） すみません、可燃ごみ処理の広域連携、いい取組だと思うんですけど、1つ、ちょっと心配がありまして、見解をお伺いしたいんですけど、神戸のゼロカーボン・チャレンジプラン、2050年カーボンニュートラルを目指して目標を設定、神戸はしておると思います。2030年度温室効果ガスの排出量がエネルギー起源が約50%削減、非エネルギー起源が20%削減という目標値があると思うんです。これ、恐らく非エネルギー起源、市民生活等から排出される廃棄物や下水の処理等から生じる部分に——区分になると思うんですけど、この考えで、他都市からごみを持ち込んで燃焼すれば、目標数値はどう達成できるのか、お考えをお聞かせいただけますか。

- 藤井環境局副局長 委員御指摘のとおり、目標を定めて、この目標に向かって事業を推進しているわけでございます。当然、芦屋のごみがこちらのほうに、神戸のほうに移ってまいりますということが決まれば、当然個々に何らかの影響が考えられます。ただし、今現在の考えとしましては、そのごみが入ってくることによって、ここの目標数値が若干下がるとか、そういった改正、変更をしようというふうには考えてございません。

- 委員（住本かずのり） 人口減少が言われておりまして、神戸も、当然芦屋市も人口が減ってくるんで、ごみの排出量も減ってくるんで、こういう数字が今のところは課題に上がってないということは、まあまあ、よく分かるんですけど。あと、恐らく芦屋の処理センターが中継場所になって、そこから大型車に積み替えて神戸に来ると。これを見ると、ルールでは、大型車約1日15台、この大型車のCO₂もかなり加味しないといけないと思うんですけど、こういう話し合いは行われているんですか。

- 藤井環境局副局長 当然、この夏に申入れを受けまして、そのあたりについても議論を重ねてきております。当然、中継車でこちらの神戸市域に入ってくることにしても、CO₂の排出が新たに発生する要素であるということも認識をしております。このあたりについては、当然、芦屋市も現在、処理施設については単独整備というのを並行して検討を進めておられます。そちらで単独で、規模は当然、神戸市に比べると小規模になるんでございますけども、それで処理することによって発生するCO₂、温室効果ガス、こちらではなくって、神戸市のほうで焼却をする。ただし、中継車が芦屋と神戸の間を往復するというようなことも、このあたりをトータルで考えて、いかに環境負荷の軽減につながるのか、本当につながるのかというあたりを今後精査してまいりたいというふうにご考えてございます。

- 委員（住本かずのり） これ、まだ先の話だと思うんですけど、やっぱりトラックなんでEVとか、水素の運搬トラックを芦屋市に求めていくべきだというふうに私は思います。また、協議の

中でお願ひしたいと思ひます。

あと、今後、この芦屋のごみを受け入れるとなれば、排出量削減、環境問題、これ協議内容にも入ったと思うんですけど、これは神戸市としては関与し続けるんですか。それか定期的にそういう協議会を設けるつもりなのか、ちょっとお考えをお聞かせください。

○藤井環境局副局長 御指摘のありました環境政策全般にわたる件でございますけども、今回、ごみ処理の広域化について優先的に議論を進めておるわけですけども、当然、ほかの要素、2つの要素があったかと思ひますけども、そちらについては並行して検討・協議をしていきたいというふうを考えております。

○委員（住本かずのり） これからの協議の話になると思ひますので、引き続き今言った内容を加味いただいて、協議いただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ございますでしょうか。

○委員（坂口有希子） 今後のスケジュールで災害発生時の対応と書かれているんですけども、それについて詳細をお聞かせいただけたらと思ひます。

○柏木環境局長 次の段階でここも詰めていかないといけないという項目に入っているんですけども、今、災害発生時の状況が能登半島の地震によって、どのような状況になってくるかということが、まさしく今発生していて、それも参考に今後していこうとしておるんですけども、今現在の考え方を申し上げますと、平成17年に県と県内市町——県の市町で災害発生時の相互応援に関する協定を締結しております。これによって、まずは県内で各市町の協力の下で災害対応を行っていくと。それが県内で収まらない場合は、兵庫県が中心となって、他府県にも応援要請していくということになっています。

それに加えて、民間事業者との連携についても、県が窓口となって、兵庫県産業廃棄物協会であるとか、日本建設業連合会などと協定を締結しております。ということで、芦屋市とも、もちろんどういった形になるかという、単独でそれぞれが処理をしている場合と広域になった場合でどのような変化が生じるのかということは議論していくんですけども、今の枠組は県下全体でカバーしていくと。まさに今、能登半島の地震もそうでした、神戸市と珠洲市は対口支援という関係にありますけれど、今回、神戸市が入ったのは、輪島、能登、珠洲市という広域で入って、実際に今、一番必要な場所に入って作業したりというようなことになっております。

ごみの発生量も神戸市42万トンに対して、今現在、芦屋が2万5,000トンということで、約5%の中ですから、大きく災害発生時の枠組が根本的に変わっていくということはないとは思ひますけど、ただ、いろいろシミュレーションをして、どうした影響が出るのか、どのようにするのがいいのかということについて、しっかり議論をしていく必要があると考えています。

○委員（坂口有希子） ありがとうございます。本当に、先ほどもありましたとおり、能登半島の地震など、本当にいつ何が起きるか分からないと思ひますので、本当に先のことも見据えて、本当に協議をしていくことが大事だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑はございますでしょうか。

○委員（赤田かつのり） この神戸市のどこのクリーンセンターに搬入するのかということで、Q&Aの中で、神戸市全体のごみ処理計画に合わせて、市内で焼却処理している3クリーンセンターで受け入れる予定ですと、こう書かれています。つまり、東、西、港島ですね。しかしね、それ

それは炉の定期点検、それから4月や年末なんか、季節変動の時期もありますし、それからもちろん設備の故障ということも物理的に生じ得ますけども、そういった場合、私はこの度東クリーンセンターの改修工事のときに、それが議案に以前出ましたけども、キャパとして、私が思ったよりも、当局の見解では、そんなに十分やないなっていう感じしたんですよ。ですから、もしね、何というか、今申し上げたような、受入れがこう、何かトラブルが生じた場合には、芦屋の市民に対して責任取りかねるといふことにもなりかねないなと思うんですけど、その辺、いかがでしょうか。

○藤井環境局副局長 委員御指摘のあたりも今後の検討、これをやるというふうに決定する際の協議の検討の内容の1つかというふうに考えてます。御紹介もいただきましたけども、今現在、当然、受け入れるかどうかはまだ決まってませんし、その際の、どこのセンターで受けるのかというようにもまだ決まっておらずでございますので、十分そのあたりも加味して検討を進めてまいりたい、協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（赤田かつのり） 大型車は各センターの最寄りの高速道路や有料道路を使うんだというふうに書かれてたと思うんですが、じゃあ、交通渋滞のときなんかだったら、これちょっと大変違うかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○藤井環境局副局長 交通渋滞、なかなか難しい問題だと思います。既存ででも、現状ででも、神戸市内をパッカー車、もしくは中継車が走り回ってございます。それも日によって、時間帯によって、当然、交通事故のあるなしによって変わってくるものもございまして、そういったことも想定しながら、芦屋市にもその辺も十分御理解いただいた上で協議をしていきたいというふうに考えてございます。

○委員（赤田かつのり） 先ほども質問ありましたように、やっぱり大地震などの災害発生時については、それこそ、もうインフラそのものが大変な状況になってしまうわけであって、とてもごみ受け入れられなくなるということになりかねません。そう考えると、やっぱりこういうことは前に進めていくというのはいかがかと思うんですよ。そこは平行線や思うんですけども、改めて見解お願いいたします。

○藤井環境局副局長 今回の能登半島地震の件も目の当たりにしてるわけでございますけども、災害発生時の対応につきましては、先ほど局長のほうから御答弁も申し上げましたとおり、そういったときのことも考えて、県を十分巻き込んで、一緒に広域処理が——広域的な——よそに支援を求めることも含めて、県と関係市町含めて検討していくべき事項だというふうにご考えておりますので、災害発生時のことも踏まえて協議を進めてまいりたいと考えております。

○委員（赤田かつのり） 災害発生時ということは、もちろん、もっと神戸市や芦屋だけじゃなくて、災害がいざ起こったときには、本当に広域ですから、それで本当に県レベルでも受け入れられるのかなという、逆にそういう疑問を抱くんですね。

それと、芦屋の人たちが必ずしも納得してる段階かとも聞いてます。神戸市としても、発生したごみを燃やす量を——燃やす量そのものを減らさなきゃいけないときに来てるときに、こういうやり方というのは、これは逆行する施策だというふうに思います。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） じゃあ、次に報告事項、令和6年能登半島地震被災地への職員派遣につ

いての御質疑はございますか。よろしいですか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では、この際、環境局の所管事項についての御質疑はございますか。

○委員（赤田かつのり） ごみ出しの支援のサービスについてお聞きしたいんですけども、先ほどもクリーンステーションの在り方のところでは、クリーンステーションまでの、高齢者の離れたところへのごみを出すことの負担の問題について、クリーンステーションの在り方という観点からまとめられてたんですけども、実際に、高齢者の負担というのは、負担軽減というのは、このごみ出し支援サービスそのものが大事だというふうに思うんです。

そこでお聞きしたいのは、ひまわり収集なんですけども、これ利用実績について、以前、これひまわり収集については、私、2012年頃にもこのことを一般質問させていただきましたが、当時、要介護2以上の方で、利用実績として1,093件ありました。直近の数字では2023年11月末で、その当時に比べれば要件が大分改善されて、緩和されてますけども、高齢者、65歳以上の独り暮らしで要介護1以上の利用者数が774人だと。それから障害者、障害のある独り暮らしで障害支援区分1以上の利用者数が145人。高齢者かつ障害者の両方の要件に該当する利用者数が373人。2人以上の世帯での利用者数が268人というふうに、事前にヒアリングで伺いましたけども、合計すると1,560件ということで、非常にこの需要の高さを示していると思います。

私自身、このさらに、もっと利用がしやすいように、要件も緩和すべきやと思うんですよ。例えば、私自身、ちょっと相談受けた方でね、足のしびれがあり、腰の狭窄症もあり、脳梗塞も患ったと——比較的軽かったと思うんですけども、だけど要支援1という認定を受けてるということで、どうも、このサービスは受けられないということなんですけども、私はこれね、もっと受けられるようにするためにも、例えば職員数を増やして、利用できる対象者を拡充するということなんかしたほうがもっと喜ばれると思うんですよ、いかがでしょうか。

○横山環境局副局長 ひまわり収集の御質問でございますけれども、今、委員から御指摘ありましたように、令和2年から要件を緩和してございまして、できるだけ広く受けていただけるようにということで今改善を進めているところでございます。

また、実はその基準としては、要介護1とか、設けてるんですけども、実際にはケアマネジャーさんと、実際には相談をしながら、その判断を受けて、この方は支援が要するという判断があれば、そういったひまわり収集の対象ということもしてございますし、また、特に身体的なことがなくても、例えば、エレベーターがない5階建てのアパートで、ごみ出しが大変だということであれば、そういったことも対象にしたりとか、あと坂道、階段とか、ステーションが遠いとか、そういったことも含めて、できるだけ幅広く御支援させていただくようにしてございますので、ここはもう引き続きそういうことで対応していきたいと考えてございます。

○委員（赤田かつのり） 非常にこれ、いい制度やと思ってるんですね。ただ、実際、ケースバイケースで、受け入れてるケースと——規定以外の部分で受け入れてるケースと受け入れてないケースがあるのかなと思えるんですけども、その辺で、やっぱり、ひまわり収集のサービスを受ける側というか、環境局の職員からすれば、負担もないのかなという、ちょっと思いがあって、そういう質問したんですけど、そういう意味ではマンパワー必要やと思いますしね、人員を増やすということは、その観点からも必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、もう1度お願いいたします。

○横山環境局副局長 現状の体制として、特にマンパワーが足りないからお断りしてるというケー

スはございませんので、できる限り、こういった制度は今の職員の現行体制でやっていきたいというふうに考えてございます。

○委員（赤田かつのり） またよろしくお願いいたします。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑はございますでしょうか。よろしいですか。
（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では、ほかに御発言なければ、環境局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもお疲れさまでした。

委員の皆様に申し上げます。

それでは、ここで次の健康局が入室するまでの間休憩といたします。おおむね11時50分に再開をしたいと存じますので、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしますので、よろしく御了承お願いいたします。

（午前11時35分休憩）

（午前11時43分再開）

（健康局）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、ただいまから福祉環境委員会を再開いたします。

これより健康局関係の審査を行います。

それでは、議案3件及び報告事項1件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

○花田健康局長 ただいまから議案3件、報告1件について、一括して御説明します。

○委員長（朝倉えつ子） 着席されたままで結構です。

○花田健康局長 ありがとうございます。

お手元のI補正予算の資料1を御覧ください。

初めに、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、健康局所管分につきまして御説明します。なお、100万円未満は省略しますので御了承願います。

1歳入歳出補正予算額一覧ですが、歳入3億2,500万円、歳出5億4,100万円をそれぞれ増額しようとするものです。

2ページを御覧ください。

2歳入補正予算の説明ですが、第18款国庫支出金のうち、第1項負担金、第2目衛生費負担金、第3節保健事業費負担金で1億8,000万円を、第25款市債、第1項市債、第2目衛生費、第2節保健衛生施設整備事業公債で1億4,500万円をそれぞれ増額しようとするものです。

3歳出補正予算の説明ですが、3ページに移りまして、第5款衛生費のうち、第1項衛生総務費、第2目衛生総務費で、能登半島地震の被災地支援のため1,000万円を、第2項公衆衛生費、第3目地域保健費で難病法等の改正・受給者増に対応するため3億6,000万円を、第3項環境衛生費、第2目健康科学研究所費で健康科学研究所の改修のため4,100万円を、第3目斎園費で斎場・墓園改修のため1億2,800万円をそれぞれ増額しようとするものです。

4ページを御覧ください。

4繰越明許費ですが、第5款衛生費、第2項公衆衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として1億600万円を、保健所業務デジタル化として400万円を、第3項環境衛生費で斎場墓園整備として2億7,100万円を、健康科学研究所改修として4,100万円を、それぞれ翌年度

へ繰越ししようとするものです。

続きまして、Ⅱ議案の資料2を御覧ください。

第85号議案三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する三田市との連携協約の締結に係る協議の件について御説明します。

3ページを御覧ください。

1. 議案の概要ですが、済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編統合については、神戸市、三田市、済生会兵庫県病院、三田市民病院の4者で令和5年3月に新統合病院の整備候補地や、4者の役割分担などの基本事項を定めた基本協定を締結し、その後、神戸市と三田市が連携して円滑に事務を進めていくために、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、連携協約の締結に係る協議について、両市の市議会において議決をいただき、三田市との協議を進めていました。

しかしながら、令和5年7月の三田市長選挙後、両病院の再編・統合の取組が滞っていたことから、附則に定める施行期限である令和5年7月31日までに締結をすることができませんでした。

このたび、三田市より再編・統合に向けた取組の再開の要請があり、基本協定を締結した4者で基本協定書の内容に変更がないことを文書で確認しました。

今後、取組を進めていくために、改めて三田市と連携協約の締結に係る協議を行うに当たって、新たな施行期日を設定して、議決をいただくものです。

2. 新たな施行期日ですが、令和6年3月31日までの間で、協議して定める日とします。

続きまして、資料3を御覧ください。

第86号議案神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件について御説明します。

5ページを御覧ください。

1. 概要ですが、本市では、公衆浴場の衛生及び風紀について、神戸市公衆浴場法施行条例により営業者が講ずべき措置の基準を定めており、この中で男女の混浴を制限する年齢を規定しています。

このたび、社会情勢の変化を踏まえ、本市における混浴制限年齢に引き下げ等の改正を行います。

2. 改正内容ですが、(1)混浴制限年齢の引き下げについては、家族風呂及び水着を着用して入浴する場合を除き、混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げます。

(2)家族風呂の制限の緩和については、夫婦、介助を要するための家族と、親と10歳未満の子について混浴を認めていたものを、祖父母と孫も認めることとし、年齢による制限も設けないこととします。

(3)その他として、必要な文言の修正等を行います。

3. パブリックコメント結果ですが、本条例の改正に当たり実施した市民意見募集において、意見の提出はありませんでした。

4. 施行時期は、令和6年4月1日とします。

なお、参考に記載しておりますように、国においても、令和2年12月10日に公衆浴場における衛生管理要領を改正し、男女の混浴を制限する年齢の目安を10歳以上から7歳以上に引き下げしております。

続きまして、Ⅲ報告の資料4を御覧ください。

令和6年能登半島地震の被災地における健康・医療支援について御説明します。

1. 保健師等の派遣について、(1)派遣の状況ですが、輪島市への派遣は災害対策基本法第30

条に基づく厚労省からの要請により、1月8日から2月29日までとなっていましたが、昨日、厚労省より延長要請がありましたので、3月31日までの予定に変更としております。

派遣先は、当初、輪島市門前町でしたが、輪島市からの要請により、2月6日から門前町を含めた輪島市全体の後方支援を行っています。

派遣人数は保健師2名、事務等2名の計4名です。

一方、珠洲市への派遣は、指定都市市長会及び関西広域連合の広域支援の枠組みによる対口支援先への派遣で、1月12日から行っています。

派遣先は、珠洲市からの要請により、現在は直地区において避難所と在宅の避難者の健康支援を行っています。

派遣人数は保健師2名です。

3ページを御覧ください。

(2)主な活動内容ですが、①避難所・在宅避難者の健康支援として、避難者の健康調査や、体調不良者のスクリーニング、誤嚥性肺炎の予防啓発などを、②自治体保健部門の後方支援として、被災状況及び対策の現状等の把握・整理や、保健事業再開に向けたロードマップの作成支援を行っています。

(3)被災地における課題ですが、保健事業を再開していくことが急務ですが、もともとの職員数が少ない上に、災害に遭っている職員も多く、自治体の指揮調整機能を発揮することが難しい状況のため、保健事業再開に向けた検討ができていない状況です。特に、乳幼児の予防接種や乳幼児健診などの母子保健事業は、受診や接種期間が法律で定められているため、早期に対応する必要があります。

また、都道府県から派遣された災害時健康管理支援チーム（DHEAT）が被災市町の指揮調整部門の支援を行っていますが、都道府県は平常業務において身近な住民の健康づくりを担っていないため、現段階では住民の健康に関する情報収集、課題整理、対策案の企画などの支援が不十分な状況となっています。

(4)今後の活動予定ですが、これらの課題を踏まえ、保健事業再開に向けた調整やロードマップの作成、避難者の健康状況の調査、仮設住宅入居者に対する保健事業に対する支援を行ってまいります。

(5)誤嚥性肺炎の対策、①ですが、高齢者の主な死因の1つが肺炎であり、高齢者の肺炎の7割以上が誤嚥性肺炎です。誤嚥性肺炎の原因は、高齢になることにより、飲み込む機能が衰え、就寝時に細菌が含まれた唾液が誤って気管に入り、肺炎となることです。

また、誤嚥性肺炎の最も効果的な予防法は、口腔細菌を減らすための歯磨きです。

②ですが、災害時における避難所生活では水が使えなくなることで、歯磨きの頻度が減り、細菌が増えやすい状況となるため、平時よりも誤嚥性肺炎のリスクが高まります。

阪神・淡路大震災において、災害関連死の死因は肺炎が最も多く、24%を占め、60歳以上では90%となっています。

4ページを御覧ください。

③誤嚥性肺炎の防止をするためには、災害対応の現場においても、出来得る限り口腔ケア、歯磨きを徹底することが何よりも重要です。十分に水がない状況であっても、歯磨きすることで、口腔内の清潔を保つことができ、誤嚥性肺炎のリスクを下げることができます。歯磨き粉がない場合でも唾液を使って歯磨きをすることでも効果があるとされています。そのため、輪島市・珠

洲市における保健活動では、誤嚥性肺炎による災害関連死を防止するため、ポスターによる啓発にて口腔ケアの徹底に努めているところです。

2. 医師・看護師・薬剤師の派遣ですが、神戸市民病院機構より(1)から(3)に記載のとおり、兵庫県災害派遣医療チームの要請により、災害派遣医療チーム（DMAT）を、兵庫県看護協会の要請により看護師を、兵庫県薬剤師会の要請により薬剤師を、それぞれ石川県内に派遣し、避難者への医療提供活動等に従事しています。

なお、資料には記載できておりませんが、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）の要請により、2月13日から16日にかけて、石川県に理学療法士を新たに派遣し、避難所でのリハビリテーション支援活動等を行っています。

6ページを御覧ください。

3. 被災者への支援ですが、地震により被害を受けた神戸市看護大学の在学生、新入生、志願生を対象に、入学金、授業料等を減免する経済的支援を実施いたします。

以上、議案3件、報告1件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（朝倉えつ子） 当局の説明は終わりました。

それでは、これより順次質疑を行います。

まず、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、健康局関係分についての御質疑はございますか。よろしいですか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では次に、第85号議案三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する三田市との連携協約の締結に係る協議の件について、御質疑はございますでしょうか。

○委員（赤田かつのり） 今回の議案は、去年の三田市長選挙で——またぎ、止まっていた連携協約をいよいよ具体化し、統合を推進しようとするものなんですけども、病床数を100床以上削減し、市民の声を無視して、交通アクセスもないようなところへ移転させることに市民が反対する声をどう受け止めるのかと、昨日も本会議で質疑をいたしました。意見交換や手紙などでも説明を重ねた、今後も情報提供していくという答弁にとどまりました。

連携協約では、土地取得については、特に細かい役割分担が示されていて、ほとんどの項目は神戸市が協力し取り組むとありますけども、地権者交渉については、神戸市が取り組むとありますが、これは神戸市が先行して取り組むというものなのでしょうか。

○梅永健康局部長 ただいまの質問でございます。地権者交渉に関して、先行してというのが、先にとという御趣旨でございましょうか。

○委員（赤田かつのり） 先行して、先にとということです。

○梅永健康局部長 こちらで、神戸市が主体になっているということで、あくまで基本的にこのたびの新病院の統合、全体的に三田市民病院ということで、事業の設置主体が三田市でございまして、いわゆる手続に関しての主体というのがほとんど、ほぼもう三田市が中心になり、それを我々が一緒に協力してやっていくというのが全般的なスキームでございまして。

ただ、中間地点で、今整備の候補地として上げさせていただいているところが神戸市域ということで、当然、その地権者が神戸市民の方々になりますので、やはりその地権者の方々と懇切丁寧に交渉等をするに当たっては、神戸市職員が中心となって、三田市と一緒にやって

いくということをございまして、神戸市が先んじて——先行してというような趣旨のものではございません。

○委員（赤田かつのり） ということは、この具体的な場所の特定はどうか、それから、いつ、どこで決まるのかということについても、ちょっと改めて説明をお願いします。

○梅永健康局部長 具体的な場所、今時点で整備の候補エリアというものにつきましては、7月に協議が滞る——事業が滞る以前まで、いわゆる地元の長尾町の自治会のほうにお話をさせていただいていたところをございすけれども、7月、事業の取組が滞ったことで、そちらの地元の方とのお話というのも、その時点で一旦停止をしていた状況でございす。

このたび、三田市側から事業の再開ということで要請があり、それについて基本協定書に基づいて進めていくということを書等で4者で確認した上で再開となりましたので、先日、改めて地元の方々に關しましては、事業のほうを再開させていただくに当たって、また今後整備の候補の区画等を具体的に決めていくことについて、協議の御協力をお願いするということでお話をさせていただいたところをございす。

今後、引き続き地元の方々と実際の具体的な事業区画についてお話をさせていただくということになるかと思ひます。

○委員（赤田かつのり） 必要な情報提供を行うということなんですけれども、事業主体はあくまでも三田市やと。多額のお金を要する事業であるにもかかわらず、三田市において事業化しない限り、予算計上もされません。議会や市民にどう情報提供されるつもりなんかなんかということが気になるんですね。市民が知らないままに計画が進むことがないように求めますが、いかがでしょうか。

○梅永健康局部長 すみません、これまでの情報提供、市会の先生方もそうですし、市民の方々に對してもそうですが、病院の設置主体が三田市ではありますけれども、市民の方々、また市会の先生の方々に對しての御説明等、必要な情報発信に關しては、我々のほうも、これまで様々な形で情報発信をさせていただいてきたところをございす。

今後も当然、必要に応じて、状況に応じて、必要な情報については丁寧に情報発信をさせていただきたいというふうに思ひてございす。

○委員（赤田かつのり） 土地の取得については、地権者からも反対の声があつて、難航してるとも地元から聞いているという報告受けてます。また、三田市では、病院統合・移転に反対する市民も、賛成する市民も集まって、三田市長をリコールする動きもあるように聞いてます。

北区の区民や三田市民が反対する事業をこのまま進めるべきではないというふうに、そのことを改めて指摘しておきます。

莫大な税金を今後も投入するならば、現地の建て替えなど、済生会兵庫県病院を今の場所に存続させるために支援を尽くすべきだと考えて質問を終わります。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ございすでしょうか。よろしいですか。
（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では次に、第86号議案神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件について御質疑ございすでしょうか。よろしいですか。
（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では次に、報告事項、令和6年能登半島地震における健康・医療支援（応援派遣）について、御質疑ございすでしょうか。

○委員（住本かずのり） 被災地に支援に行かれてる職員の労をねぎらいたいと思うんですけど、私、驚いたのが、この誤嚥性肺炎の対策について、阪神・淡路大震災で24%、約4分の1の関連死が誤嚥性肺炎だったということで、大変驚きまして、これやっぱり1つの経験した都市として伝える大事なことであると思います。

この参考の数字を見たら、中越地震は15%と低くなっておりませんが、その後、また上がっておりますが、これは阪神・淡路大震災終わってからは、各被災地にお伝えはしてたんでしょうか、教えてください。

○花田健康局長 阪神・淡路大震災のとき、そのときには誤嚥性肺炎が理由で亡くなった関連死の方が多いいというのは、当時は分かってませんでした。後で、様々に検証する中で、誤嚥性肺炎がかなり、それが理由だったということが分かって、その後に中越地震があったんですね。歯科関係者とかが行って、とにかく歯磨きを徹底してくださいということはかなり言って、ただ、これが原因で少なかったかどうかいうところまで、はっきり言えないんですけど、歯科関係者はこれでかなり防げたというふうに、当時は言われてるんですけど、その後も当然ながら、熊本とか、東日本においても、同じように啓発はさせていただいてるんですけど、中越地震ほどの効果は出ていないということです。ですが、一般的に、関係者の間では、かなり認識されてるんですけども、私も恥ずかしながら、健康局長になるまで誤嚥性肺炎の意味がちゃんと分かってなくて、誤嚥性肺炎というのは、何か御飯食べて、御飯をのみ込み間違っ、それが原因で亡くなることなんかになっていうぐらいのことを思うてたんですけども、さっき読み上げで説明しましたが、そうではないんですね。主に、就寝時に——寝ているときに、唾を結構、高齢者でものみ込んで、それが肺に行っ、その唾があまり細菌が入ってなかったら大丈夫なんですけど、かなり細菌が入ってたら、例えば歯周病菌とか、入ってたら、それで肺が冒されると。別にこれ、震災関係なしです。一般的に肺炎で物すごく亡くなる高齢者の方多いんですけど、その一番の原因なんですね。それが起こりやすくなるというのが災害時の水不足で歯を磨かなくなるのでということなので、これ多分、先生方でも十分に理解されてない方もおられるんじゃないかなと思ったんで、今回丁寧に説明したんですけど。ですので、災害時に限らず、ちょうど今、災害関連死のことも関心が高まっているので、市内の一般の高齢者の方にももっともっと、周知をしつつ、保健活動の中で、災害時での広報については、より一層努めていきたいというふうに考えております。

○委員（住本かずのり） 私も初めて知って、大変大事だなと思って、被災地、特に水不足で歯磨くところじゃないんで、やっぱりこういうのが増えてると思うんですけど、これ危機管理として、全国的に啓発とか、告知していくべきやと思うんですけど、国のほうはどう捉えてるんでしょうか。

○楠健康局保健所長 阪神・淡路大震災後、誤嚥性肺炎の重要性というのが分かりましたので、国からもそういうようなことに関しましては、情報は提供されているというふうに理解しております。神戸市におかれましても、避難所等に支援に行った場合、必ずポスターを掲示するなど、被災者に対して啓発をしっかりと行っているところであります。

○委員（住本かずのり） 大事なことだと思うので、やはりポスターあるとないとで、目につくんでね、意識が変わってくると思います。被災されてる人は、それどころではないかもしれないんですけど、こういうこともありますよという注意喚起は大事なことだと思います。

あと、ちょっと、私調べると、結構ボランティアの方もマスクなしに現地に入って、粉じんを

吸って、それで地元に戻って肺炎が発症したみたいな例があるんですけど、そういう分析というか、情報はありますでしょうか。

○山崎健康局局长 医学的に言いますと、職業で1年間以上、長期間で粉じんを吸い込む場合には肺炎症状とか起こすことは認められていますけれども、短期間で言うと、アレルギー性の呼吸器症状というか、そちらを出す方のほうが多いというふうに認められています。

○委員（住本かずのり） また派遣、長期にわたると思うので、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ございますでしょうか。

○委員（坂口有希子） 保健師の森井部長が現地に、輪島のほうに2度行かれたとお伺いいたしました。現地での課題や、また目の当たりにして、本市においても災害に備えての準備や、またしておくこと、また強化していくことなど、教訓があれば、教えていただけたらと思います。

○森井健康局部長 現地のほうに入らせていただきまして、様々な課題があるというところも見えてきたところではございますが、神戸のほうは29年前に阪神・淡路大震災を経験しておりまして、当時は保健医療の応援の体制というのがまだまだ体系立ったものがないような状況でございましたけれども、その後、東日本大震災であるとか、熊本地震等の数々の災害を経て、保健医療に係る支援団体というのが非常に多く立ち上がっているような状況でございます。

今回の能登半島地震におきまして、災害派遣の医療チームであるDMATとか、あと日本医師会のチーム、それから日本歯科医師会のチーム、日本薬剤師会のチーム等、保健医療に係る様々なチームが支援に入っておりまして、この数は20団体を超えるという、非常に多くのチームが入るような体制になりまして、支援体制というのが充実をしているというような現状がございます。

例えば、発災直後の、非常に医療ニーズが高いような時期におきまして、DMATという派遣の医療チームが48時間以内に駆けつけるというような、そういった体制もできているような状況でございます。

ただ一方で、非常にたくさんのチームが入りますので、それぞれのチームが独自に活動を展開するというようなところでは、支援者間の情報共有が難しい、連携がなかなか難しいというような、そういった課題も見えてまいりました。具体的には、能登半島地震の中で、被災自治体の職員数が非常に少ない自治体が多かったんですが、さらに地域によりましては、市民の8割以上が避難所に避難をするというような状況もございまして、次々来られる、そういった支援チームの対応に追われてしまうといったような状況が見られました。

また、支援チームから多くの情報が寄せられるんですけども、そういった情報を集約して、課題として生かしていくというようなことも、なかなか被災自治体のほうではできないというような、そんな現状がございました。

こういった状況につきましては、今後、本市におきましても、発災時に同様の状況に陥る可能性があるのではないかとということが考えられますので、被災者に対する保健医療活動の総合調整というものが担えるように、平時から受援体制の整備等を進めておく必要があるなということを改めて痛感したところではございます。

こういった課題を踏まえまして、今後、大規模災害が起こりますと、多くの支援チームが応援に来られるといったことも想定して、受援計画の策定に取り組む必要があるということを考えて

ございます。

また、迅速な情報収集というのも非常に大事になりますので、そういった情報収集とか、支援方針の決定、その方針を共有する仕組みということにつきましても、検討を重ねながら、訓練等を実施しながら体制の構築というものに努めてまいりたいと考えてございます。

○委員（坂口有希子） ありがとうございます。本当にお疲れさまでした。現地に行かれないと分からないこと、たくさん今教えていただきまして、本当に感謝しております。たくさんチームが入って、また情報共有したりとか、また多分、たくさんチームあるので入り乱れたりする中の整理も本当に大変だったと思うんですけども、本当にその経験を生かして、また次の——また今後の教訓にさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ございますか。よろしいですか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） ではこの際、健康局の所管事項についての御質疑ございますでしょうか。

○委員（岡田ゆうじ） 3点質問させていただきます。

先ほど、住本委員と局長との間で、口腔内のトラブルが誤嚥性肺炎と命に関わる死亡リスクをもたらす——歯周病菌等を通じてもたらすというような重要なやり取りがありました。かかる口腔内の疾病は、全身の病気、生命リスクに直結をするものであります。中でも、歯周病の患者が若年層でも現在急増していることを受け、厚生労働省は4月以降、健康増進法に基づく自治体の歯周病検診の対象年齢を拡大し、20歳と30歳を追加する方針であることが報道されました。

切れ目のない歯科検診体制を整えて、早期治療を促し、健康寿命の延伸につながる極めて重要な政策であります。ここ15年で若年層の歯周病患者は激増しており、特に10代では3倍近く増加するなど、若者の人生設計において歯周病は大きな生命リスクと脅威となっているところであります。

既に、名古屋市、仙台市、広島市等で市単独事業として20歳、30歳の歯周病検診が行われているところではありますが、今後、国の制度化を受け、神戸市としていつからスタートする予定となっておりますでしょうか、お伺いしたいと思っております。

○花田健康局長 歯周病検診につきましては、国は現在、40歳、50歳、60歳、70歳の検診を国庫補助の対象として実施をしているんですけども、御指摘のように、令和6年度から、これにさらに若年の20歳、30歳が加わるというふうに聞いております。ただ、国のほうから具体的な事業実施のための要綱であったり、要領であったりとか、補助の要綱などがまだ示されていないので、本市では、もう国からのこれらの情報の動きを注視するとともに、他都市の状況も把握するような情報の収集を行っているところでございます。

今後、本市としましては、この国の国民皆歯科検診の実現に向けた、この国の動き、それと他都市の動きも踏まえて、その状況を見ながら今後の本市の歯周病検診の在り方について検討を進めていきたいと考えておりますので、現時点でいつからどうということところまでのまだスケジュールには至っておりません。今後とも検討を進めていきたいと考えております。

○委員（岡田ゆうじ） 虫歯はなかなか、もう元には戻らないのと一緒に、歯周病で、例えば歯茎が下がっちゃったりしても、基本的にはもう治らないんですね。私も、今、一生懸命歯医者行って、まあ何とかやっていますけど、でも、やっぱり20代、30代の頃にもうちょっと、ちゃんとやっておけばよかったなど。後から取り返しのつかないもので、一生に関わる問題でありますから、

ぜひ、名古屋市、仙台市等、既に市の事業として自主的にやっておられるケースも参考にしながら、早期の20歳、30歳の歯周病検診に取り組んでいただきたいと思います。

次に、アレルギー対策についてであります。

文部科学省の委託事業として、昨年行った大規模調査で、食物アレルギーがある児童・生徒が全国の公立小・中・高校に約52万7,000人おり、少子化が進む中にもかかわらず、この10年間で約12万人増えたこと。そして、特に命に関わる激しいアナフィラキシーを起こしたことがある児童・生徒の数も5万2,000人と、この20年間で3倍近く増加したことが明らかになりました。

我が国でも、国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われており、重い症状や治療のため、休学・休職等を余儀なくされ、時には学校や職場等において適切な理解・支援が得られず、長期にわたり苦しんでおられる患者も多くおられます。全ての患者が近年の医療の進歩の恩恵を受けられていないことも問題とされており、平成29年に定められた厚生労働省のアレルギー疾患対策基本指針では、アレルギー疾患に係る医療提供体制が各地域でまちまちであり、標準的な体制が存在しない問題点を指摘しており、それを克服するために国民がその居住する地域にかかわらず、ひとしく適切な疾患医療を受けることができる管理と質の整備の必要性がうたわれているところであります。

そのため、かかりつけ医が患者を診る町なかの診療所や一般病院に対し、科学的知見に基づく適切な医療に関する情報が常に提供され、それに基づき適切な治療方針が決定される環境が構築されることが重要であるため、国はアレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業実施、アレルギー対策の病診連携を進めています。国立三重病院や千葉大学病院、愛知県等で実績が上がっていると聞いております。

兵庫県では4つのアレルギー疾患対策拠点病院が指定され、中央市民病院がそのうちの1つとなっているところでありますが、厚生労働省のアレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業に対し、何らかの実績が登録されている形跡がありません。本市アレルギー対策における病診連携の推進について、当局の見解をお伺いしたいと思います。

- 三川健康局副局長 アレルギー疾患の中には、診断が困難な場合や、標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性のものがあると言われております。このため、国は患者が居住する地域にかかわらず、適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる中心拠点病院、全国に2か所ございますが、それと都道府県の拠点病院、地域の医療機関や、かかりつけ医による連携体制を整備することとしております。

委員御指摘の都道府県の拠点病院は、全国で77か所ございまして、兵庫県内では中央市民病院を含む4病院が指定されているところでございます。

拠点病院であります中央市民病院の取組でございますが、国のアレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業は平成30年度から令和2年度まで、全国11の病院を対象に実施されておりましたが、中央市民病院はモデル事業に登録していないため、モデル事業としての実績はございませんけれども、アレルギー対策に係る病診連携につきまして、専門的な治療が必要な患者の地域医療機関からの紹介の受入れや、治療後の診療所への逆紹介などを行いまして、日頃から積極的に連携を行っているところでございます。

以上のような地域医療機関との連携を強化するため、昨年度は地域の医療従事者等を対象としたアトピー性皮膚炎をテーマとしたセミナーを実施しまして、今年度につきましては、県内のアレルギー疾患医療に携わる医療従事者を対象とするアレルギー疾患医療従事者研修、この研修に

つきましては、中央市民、西市民、西神戸のドクターがそれぞれ講師を務めるなどして、3病院連携して1月に実施したところでございます。

それから、県内の保育所、学校等の関係者から相談を受けるアレルギー疾患相談を実施しているところでございます。

また、小児科のアレルギー外来や多職種による小児のアレルギーチームの下、ほかの診療科と連携しながら、様々なアレルギー疾患の患者を受入れ、専門的な治療を行っているところでございます。

また、西市民、西神戸医療センターにつきましても、中央市民と同様に小児科にアレルギー外来を開設し、専門的な治療が必要な患者の地域の医療機関からの紹介の受入れや、治療後の診療所への逆紹介などを行い、日頃から積極的に連携を行っているところでございます。

今後につきましても、中央市民病院をはじめ、各市民病院では地域の診療所等では対応が難しい専門的な治療を実施するとともに、地域の医療従事者を対象とした研修であったり、保育所、学校などからの相談に対応するなど、地域医療機関との病診連携を深めていきたいというふうに考えております。

- 委員（岡田ゆうじ） ありがとうございます。前向きな答弁だったと思いますが、例えば、国立三重病院などでは、アレルギー診療ネットワークみえという、アレルギー診療を行う医師、医療機関、すなわち一次医療機関70診療所、二次、三次医療機関16病院が参加するネットワークを構築し、統一した診療ガイドラインにのっとりアレルギー診療を行っています。

また、ネットワークを通じて県内医療機関との紹介、逆紹介を行うだけではなくて、例えば、原因不明のアナフィラキシー診断を診療所が行う場合、三重病院にオンラインカンファレンスを通じて、診療方針の相談・検討・確認を行うなど、オンライン診療システムを活用した病診連携を推進しているところであります。

神戸市でも、市民病院を中心に、市内でアレルギー診療を行うクリニックや診療所とネットワークを構築し、原因不明であったり、対応困難な事例による患者の重症化・死亡を防ぐ取組を進めるべきだと考えますが、見解をお伺いします。

- 三川健康局副局長 今、議員から御指摘がありました対応困難な事例による患者の重症化・死亡を防ぐ取組について、非常に重要であると認識しているところでございます。

ただいま委員のほうから御紹介いただきました三重病院の取組につきましては、今後、十分に調査のほうをさせていただきたいというふうに考えておりますが、医療機関間のネットワークにつきましては、今現在、国が全国の医療情報プラットフォームとして、例えば電子カルテの情報の共有のサービスなどを検討・整備を進めているところでございますが、その辺の動きを注視しながら、このアレルギー疾患における病診連携について、どのような取組が有効となるのか、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

- 委員（岡田ゆうじ） 前向きな答弁ありがとうございました。引き続き、フォローしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

- 委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ありますか。

- 委員（坂口有希子） 带状疱疹ワクチン接種費助成についてお伺いいたします。

我が会派としましては、私が昨年11月議会、一般質問において带状疱疹ワクチン接種の助成を求めました。その際、小原副市長からは带状疱疹ワクチンにつきましては、带状疱疹発症に加え

て、带状疱疹後神経痛の発症を予防することも期待されており、平成28年3月に子供の水痘ワクチンとして使用されている生ワクチンが50歳以上に対する使用について薬事承認がされたところであり、平成30年3月には、不活化ワクチンも薬事承認されているところでもあります。神戸市としましては、令和6年度の国家予算要望において、带状疱疹ワクチンの早期の定期接種化を要望しているところであり、引き続き、国の検討状況を注視するとともに、市民の皆さんに対しては带状疱疹に関する情報提供・周知にも力をさらに入れていきたいとの御答弁をいただきました。

また同時期、兵庫県議会においても、带状疱疹ワクチン接種助成について質疑が行われていたこともあり、県との連携も併せて訴えさせていただきました。

そうした中、このたび、兵庫県においては、令和6年度より带状疱疹ワクチン接種助成事業を開始し、県下の市町が助成する場合には2分の1、上限2,000円を支給することが発表されました。

それを受け、すぐさま、2月1日には、我が会派として久元市長に带状疱疹ワクチン接種費助成に関する緊急要望を提出させていただいたところでもあります。

そこで、本市としても、兵庫県と連携し、早急に带状疱疹ワクチン接種助成を開始・実施すべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○**花田健康局長** 带状疱疹は水痘——带状疱疹ウイルスという、いわゆる水ぼうそうですね、水ぼうそうに感染された方が、その後、長い間、ウイルスが体の中に潜んで、ストレスとか加齢によって活性化して発症するものであって、80歳までに3人に1人が発症するというふうに言われております。私も係長時代に带状疱疹になって、びっくりした経験がございます。

带状疱疹を予防するワクチンには、生ワクチンと不活性化のワクチンが2種類あるんですけれども、現在、予防接種法上で、定期接種に認められてないために、全額自己負担という——任意接種という扱いになっております。

国では、5年度に定期接種化について議論を始めておりますので、今後、治験とかの評価を行った上で検討していくということになっております。

一方、先ほど御指摘のように、兵庫県におきましては、来年度予算において带状疱疹ワクチンについて、市町が助成する額の2分の1を補助するというところでされておりまして、実施期間につきましては、現段階では令和6年度限りで、令和7年度以降は市町の実施状況を踏まえて対応を検討するということとされておりまして。

本市としましては、この兵庫県の補助の創設されるということを受けて、現在、令和6年度に実施する方向で検討を進めているというところがございます。

○**委員（坂口有希子）** 前向きな御答弁ありがとうございます。私、昨年、一般質問した後に、広報KOB Eにそれを出させていただいたところ、地域の方から、それを読まれて、带状疱疹になったら大変やということで、助成は出ないですけども、その広報KOB Eを見てすぐにワクチンを打ちに行きましたというお話をお伺いしまして、坂口先生ありがとうございますということで、お伺いしまして、本当に市民の皆様は早急な助成を求めていると思いますので、またよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○**委員長（朝倉えつ子）** ほかに御質疑ありますか。

○**委員（赤田かつのり）** 先ほどのPFASの陳情が出てまして、ちょっと、関わる局で、健康局に係る部分もあるというふうに事前に説明受けましたので、お聞きしたいんですけども、この現

在、飲料水のPFAS暫定目標値を抜本的に厳しい基準値に設定することを求めてくださいという陳情者の趣旨がありましたが、それについての見解をお願いいたします。

○丸尾健康局部長 先ほどの陳情された内容で言いますと、水道水の目標値の部分というのが、国で言いますと厚生労働省、我々健康局のほうの所管ということになってございます。

現在、内閣府の食品安全委員会というところにおきまして——これはいろんな食品等のリスクを中立的な立場で評価する組織でございますけれども——そちらのほうで、まずは専門家によって一生取り続けても悪影響がないと推定される、そういう摂取量について評価が進められているというところでございます。

一応、年度内を目標に作業されているというふうに聞いております。

それが定められましたら、その結果を踏まえて、水道水の基準というのが、実は今は厚生労働省なんですけれども、この4月からは、国の組織の変更で環境省に移管されるんですけれども、環境省のほうで、そういう摂取量を——基づいて、逆に、そしたら水道の中ではどれぐらいまでの基準値を設けるかという、そちらのほうの検討が次に続いてされる予定というふうに聞いておりますので、我々としましては、その検討の過程なり、内容なりを注視してまいりたいというふうに考えております。

○委員（赤田かつのり） 基本、環境局と同じような答弁というか、趣旨やと思うんです、国の動向ということで。ただ、国会でうちの会派からもこの問題取り上げてきたんですけれども、国自身が、ちょっとこの受け止めというか、それが非常に甘いなのを率直に感じるところです。

それから次、2つ目の質問なんですけれども、ちょっとスズメバチの除去助成についてお聞きしたいと思ってます。

これ、2022年の3月末で、蜂の駆除の助成が廃止されたわけなんですけれども、この蜂の駆除の実績件数というものについて、ちょっと事前に教えていただきました。平成30年度が870件、令和元年度が1,698件、令和2年度が1,573件、令和3年度が1,400件ということで、市内でも大変たくさんの方が多い方が蜂の駆除にこれまでということで、取り組んできたということなんですけれども、この数字というのは、これは2022年、2年前の3月31日まで取り組まれた助成事業の実績でしょうか、ちょっとそこ教えてください。

○丸尾健康局部長 今御紹介いただいた数字につきましては、市が補助した駆除の実績ということになります。

○委員（赤田かつのり） まあそういうことでね、まあ恐らくは、今はこの制度が廃止された後も同じぐらい多くの市民が求めていることだと思うんですけれども、市が助成した事業としてそれだけということは、あとは、皆様の御自身での蜂対策お願いしますというふうなことになりましたけれども、その後はどんな状況なんかっていうことについては掌握されているんでしょうか。

○丸尾健康局部長 あくまでも事業者団体でありますペストコントロール協会、当時の市の委託先からの報告ということで伺いますと、実はこの当時の駆除数よりは実際の大分実際の駆除の件数というのは減っているというふうに聞いております。

○委員（赤田かつのり） それはやっぱり、お金がかかるから、遠慮してるというのがあると思うんですね。私もそういう相談受けました。金額がね、それで、やっぱりそれが御高齢の方なんですよね、そういう方多いんじゃないかと。自分で除去するというのは、怖くて困難ということがあります。要望が強いもんですからね、これやっぱりね、これは駆除の助成というのは、他都市でも、ほかの自治体でもやられてることですからね、むしろ広げてる——広げてるかどうか、ち

よっと忘れましたが、これ改めて市助成を検討するべきだと思うんですけど、その辺、いかがでしょうか。

○丸尾健康局部長 令和3年度まで市の委託事業として、スズメバチの巣の駆除というのは市費でさせていただいておりましたけども、もともと法律等で規定のある事業ではなくて、市としてのサービス事業という形でさせていただいておりました。市全体の行財政改革の方針の中で、それぞれの事業につきまして、官民の役割を見直して、民間でできるものは民間でするようにしていくという方針に基づきまして、見直した結果、まず民間の事業者でも、そういう駆除をされる事業者というのは多数おられるということと、もうやはり1つは、やはり住居とか庭とかいう個人資産の管理につきましては、やはり、まずは個人の方の管理責任の下でやっていただくということかなという趣旨から事業の廃止をさせていただいておりますので、そういった意味で、ちょっと御理解いただければというふうに考えております。

○委員（赤田かつのり） だから、実際困るのは、このスズメバチの巣を抱えたそういう御家庭ですから、これ、事務事業の見直しで、それでこういう制度を廃止しちゃったと。やっぱり国の動きに対応したものだというのはね、これはやっぱり自治体として非常に情けない感じがいたします。これはね、やっぱり復活させるべきだというふうに思います。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ございますでしょうか。

○委員（山下てんせい） 2点質問させていただきます。

まず1点目なのですが、神戸徳洲会病院において、昨年6月に発生しました心臓カテーテル検査・治療後の死亡事故隠蔽、さらに11月に判明した糖尿病見落とし事案発覚等、事故が相次いでおります。

神戸徳洲会病院に対する市の対応の状況を教えてください。

○花田健康局長 徳洲会病院につきましては、先ほど、先生御指摘のようにカテーテル術後の死亡例、予期せぬ死亡例につきましての、これは国のほうでも、予期せぬ死亡例については調査するようにというふうになってるんですが、それを調査せず、検証も行わなかったということなどを踏まえまして、医療安全管理体制に複数の問題点があるということから、昨年8月に行政指導を行いました。

その後、その行政指導を行った後の計画どおりに進んでいるかということのチェックのために11月に確認に保健所が立入検査をしたところ、先ほど先生からも御指摘ありました糖尿病の持病を見落として、適切な治療を受けられずに患者が死亡していたという例が、我々の立入検査の中で発見されたということです。

病院として、また同じように十分な検証は行っていなかったということです。

行政指導中にもかかわらず、繰り返し医療法に違反し、医療安全体制に重大な不備を発生させたということにつきましては、病院の運営上、著しく適正を欠いているというふうに我々は考えております。

この事案につきましては、もう、このドクターがミスをしたとか、そういう個々人の問題ではなくて、この繰り返しを行っているのは病院の組織としてのガバナンスの問題というふうに考えております。

問題を解決して、今後病院として、しっかりと安全体制を整えていくためには、医療安全体制の抜本的な見直しが必要と、組織としての見直しが必要というふうに考えておりますので、文書

による指導ということではなくて、今回のこの案件と、前の案件も合わせてなんですけども、行政処分を行う必要があるというふうに考えております。ですので、今現在、改善措置命令を出す方向で検討を進めているところでありまして、早急にその措置を打ちたいというふうに思っております。

その上で、早急に医療体制を改善させるよう、しっかりと改善指導を行っていききたいというふうに考えております。

- 委員（山下てんせい） いかな地域医療の担い手として非常に活躍をさせていただいている大病院であったとしても、こういった事案が立て続けに起こるようでは、安心して病院にかかれません。なので、こういった組織ぐるみでのガバナンスの欠如というものに関しては、やはり厳しく処分を行う必要があるんだろーと思っておりますので、適正によろしくお願いいたします。

神戸徳洲会病院の問題もさることながら、さらには甲南医療センターの過労死の問題もありました。この医療に関わる様々な報道や課題というものを総合的に見たときに、この根本的な課題というのは、医師不足に起因してのではないかと考えます。現に、医療の高度・専門化が進み、これまでできなかった治療が可能になりました。特に、心臓カテーテル検査などは、その最たるものでございまして、昔は外科的な手術しかできなかったのが、今、内視鏡という手術の技術が確立したと。しかし、その手術を行う上で、やっぱり処置や検査の前に、文書を用いた説明と同意を得ること、これが一般的でございまして。そこに関わる人手不足というものが、やはり大きな課題になっているというふうに思っております。

来年度から医師の働き方改革も始まります。この医師不足という部分に関して、一般的な話ですと、なかなか答弁しにくいと思っておりますので、こと市民病院における医師確保という点において大丈夫かどうかということをお答えください。

- 三川健康局副局長 市民病院機構のほうでは、医師の業務負担を軽減するための事務補助クラークの配置であったり、医師の処遇改善、それから育児の短時間勤務制度の拡大等、医師が働きやすい環境整備を行うとともに、院長自ら先頭に立って、大学やほかの医療機関に対して働きかけを行うなどして、医師の確保に努めてきたところでございます。

データの的に申し上げますと、西神戸医療センターを統合した後、市民病院機構が4病院体制となりました平成30年4月時点と比較しまして、医師、専攻医、研修医、合計で76名増員して、令和5年4月時点で697名を配置しており、診療に支障のない体制を確保しているところでございます。

引き続き、医師の確保及び働き方改革をより一層進めることで、現在の救急医療体制と高度医療を提供し、医療の質を維持向上させ、市民の命と健康を守るという基本理念の下、市民病院としての使命を最大限果たしていきたいと考えているところでございます。

- 委員（山下てんせい） ありがとうございます。市民病院については、そういった形で自助努力というものをしっかり努められているんだろーと思うんですけども、他のやっぱり民間病院に置き換えて考えると、やっぱり経営という観点がございますし、なかなか思い通りにいかないところもあろうかとは思いますが。

やはり、医師の確保というのは、病院の自主努力だと思うんですけどもね、ただ、やはりある程度、直接ここに関わっているのは県だと思うんですけども、やっぱり行政としても、やはりそういった安心した医療を提供できる体制づくりのために何ができるのかということ掘り下げて、しっかり考えていく必要があろうかと思っておりますし、その一翼を担っている神戸市の健康局

としても、しっかりと県に意見申し上げるなり、国に意見を申し上げるなりしていただきたいなと思います。重ね重ねではございますが、やはり安心して通える医療、あるいは分業ですね、分不相応な治療とか、医療は受けたくないんですけども、やはり、ちゃんとしかるべき分業をした上で、データのやり取り等がそこに——カルテのやり取り等が必要なんであれば、それが正しく行えるように、そういった体制づくり等も、これは行政に言うことじゃないかもしれないんですけど、体制づくりに一助になりますように、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、2番目の質問なんですが、本年2月6日に日経新聞をはじめ、複数のメディアで令和3年度に起きた日本脳炎ワクチンの供給不足により、今年4月から小学校6年生になる2012年生まれと、同じく小学校1年生になる2017年生まれの子供の未接種者が全国で200万人程度に上るという可能性があるという報道が厚生労働省からなされました。

神戸の未接種者への対応はいかがでしょうか。

- 楠健康局保健所長** 日本脳炎ワクチンの接種によりまして、罹患リスクを75から95%減らすことが報告されており、予防接種は13歳までに4回接種を行う必要があります。

本市では、3歳児の健診や就学前健診の個別通知時に接種勧奨を行っているほか、10歳を迎える年頃に4回目接種の未接種者に対して個別勧奨を行っています。

2021年にワクチンメーカーの1社において、製造上の問題から生産が一時停止されたことを受けまして、全国的にワクチンの供給が不足しました。このことから、厚生労働省より2回目までの接種を優先するよう通知がありまして、本市としましても、4回目接種の勧奨を見合わせた経緯があります。翌年、ワクチンの供給が回復したことから、4回目接種の個別通知を再開するとともに、前年度通知を見合わせた対象者に対しまして1年遅れで通知したところであります。

その後、厚生労働省は、ワクチンの供給が不足していた時期の未接種者が、多くが未接種のままであることを懸念しており、2023年12月、ワクチン不足時の3回目、4回目の標準接種年齢である2012年、2017年生まれの未接種者へ個別に勧奨するよう通知しました。

本市は既に2012年、2017年生まれの個別に対しまして推奨しているところではありますが、本通知を受けまして、2012年生まれの未接種者に対しては、本年3月に改めて個別通知を行う予定であります。

なお、2017年生まれに対しましては、10月の就学前健診の個別接種時におきまして、接種勧奨を行っているところであります。

日本脳炎ワクチンのみにかかわらず、ワクチン接種向上のために、引き続き勧奨のための個別通知を行ってまいりたいと考えております。

- 委員（山下てんせい）** 詳しい説明ありがとうございます。実は、日本脳炎ワクチンに関しては、これも聞いた話で恐縮なんですけれども、打ち忘れが結構多いと聞いてまして、実際に、現に私、もううちの子19歳なんやけど、1回打ち忘れてんのよということを打ち明けられたことがありまして、これ、今からでも打てるのかしらっていう相談を受けたことがあるんですけど、でも、13歳までに4回って聞いたんで、19歳やったら、もう要らんのかなとか、やっぱりちょっと思ったりするんですけど、その辺の正しい判断というのは、やはり、勝手にしたらいけないので。じゃあ、ちょっと質問なんですけど、仮に、そういうケースが起こって、実は打ってなかったんですけど、そういう相談は保健所にさせてもらってもよろしいんでしょうか。

- 楠健康局保健所長** 保健所の保健課のほうに御連絡いただければと思います。

- 委員（山下てんせい）** ありがとうございます。そういったケース、母子手帳を見たら、ワクチ

ンを打った・打ってないというのが分かるというふうなこと、ちょっと私、よく分からないんですけど——そういったデータは残っていると。しかしながら、何らかの事情でワクチン打ってなかったなんていうことは往々にあることだと思います。

併せて懸念することは、日本脳炎以外にも、コロナ禍での予防接種漏れが起きているのではないかと考えています。予防接種漏れの方への対応について、先ほどは、ちょっと保健所への問合せということをして1つお答えいただきましたけども、どのように対応しているのか。また、その追跡や勧奨は継続的に行われているかお伺いします。

- 楠健康局保健所長** 令和2年3月に厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、予防接種を控えた場合におきましては、定期予防接種の期間を過ぎても定期予防接種として取り扱うことができる旨の通知、コロナ特例が発出されております。

本市としましても、医療機関に対して通知を行ったほか、ホームページ等で周知を図り、コロナ特例の積極的な運用を行い、新型コロナウイルス感染症に起因した定期予防接種の接種漏れがないように努めているところであります。

さらに、麻疹・風疹ワクチンについては、今年度、国内で麻疹患者が発生したことによる厚生労働省からの通知を受けまして、ワクチン未接種者に対して、コロナ特例による接種勧奨の個別通知を昨年7月に発出したところであります。

接種漏れした方への追跡調査や、勧奨につきましては、破傷風等の4種混合ワクチン、麻疹・風疹ワクチン、小児肺炎球菌等の主な子供の予防接種を見ても、コロナ発生後も、接種率は9割以上と高く維持しておりまして、令和2年度のコロナ発生前と比較して、接種率の低下は見られないことから、実施してはおりません。

引き続き、個別通知等の接種勧奨を行い、予防接種の接種率向上に努めてまいりたいと考えております。

- 委員（山下てんせい）** 御答弁ありがとうございました。安心しました。

そして継続的に、いわゆる追跡勧奨を行って、90%以上の接種率をデータとして得ているということですので、その点に関しては、神戸はしっかりできているんだろうと思います。引き続き、漏れがないように頑張ってくださいと思います。

あと、これちょっと報告案件に絡むことなんですけど、これ、能登の地震の件で、被災地における課題の中にも、乳幼児の予防接種や乳幼児健診など、母子保健事業は受診・接種期間が法律で定められているため、早期に対応する必要があるとありまして、こういった大きな災害が発生したときも同様の課題があると思います。

平時からの事業継続計画としてどのような準備を行っているか、最後にお伺いしたいと思います。

- 楠健康局保健所長** 大規模災害が発生した際におきましても、保健事業を再開させることが非常に重要であります。中でも、乳幼児の予防接種や乳幼児健診などの母子保健事業は、受診や接種期間が法律で定められているため、早期に対応する必要があります。能登半島地震におきましても課題になっておりますが、自治体の指揮調整機能を発揮することが重要であります。職員が被災するような状況におきましては、DHEAT——災害時健康危機管理支援チームですけれども、DHEATや全国の保健師チーム等の派遣を有効に活用した上で、早期に保健事業再開に向けた調整やロードマップの作成を行っていくこととなります。

本市におきましては、予防接種事業の早期再開のため、平時から医療機関と有事に対応できる

よう、協力関係を構築しており、災害救急医療マニュアルにおきまして、有事の際の連絡方法、医療機関の被災状況の把握方法等を共有しております。

さらに、令和6年度策定予定の健康危機管理対処マニュアルの作成に合わせて事業継続計画を作成する予定であります。有事の際には、接種可能な医療機関等の必要な情報を速やかに市民に周知するとともに、国から市外接種や接種期間の延長等の予防接種の柔軟な運用の通知を发出された際には、適切に運用し、接種漏れがないように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（朝倉えつ子） それでは、ほかに御質疑ございますでしょうか。よろしいですか。
（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では、健康局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。
当局どうもお疲れさまでした。

委員の皆様申し上げます。午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩といたします。

午後1時50分より再開いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（午後0時50分休憩）

（午後1時48分再開）

（福祉局）

○委員長（朝倉えつ子） では、ただいまから福祉環境委員会を再開いたします。

それでは、これより福祉局関係の審査を行います。

なお、神戸市しあわせの村の指定管理者の指定に関わります予算第35号議案及び第84号議案について、建設局関係分は、本日開催されております建設防災委員会において質疑が行われ、原案を承認することに支障がない旨の意見が参っておりますので御報告申し上げます。

最初に、口頭陳述の申出がありませんでした陳情第45号について、陳情の趣旨を私から申し上げます。

陳情第45号は、年金制度における外国人の脱退一時金制度の是正に関する調査及び改善を求める意見書を国へ送付することを求める趣旨であります。

陳情の具体的な内容につきましては、陳情文書表を御参照いたします。

次に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、陳情第56号について、口頭陳述を聴取いたします。菊地さん、どうぞ。

○陳情者 失礼します。私は、神戸市中央区の安心と笑顔の社会保障ネットワーク世話人の菊地真千子と申します。

私は、介護保険制度のできる前から訪問介護のヘルパーを25年近くしてまいりました。常勤で22年、パートで3年です。あとの6～7年は働きながら認知症の母の介護をし、一昨年、要介護5で94歳の母の状態が悪くなりまして、退職しました。介護サービスをいろいろ使いながら、自宅介護し、昨年、自宅で看取りました。その経験からお話ししたいと思います。

陳情書は御覧いただきますとお分かりと思いますが、まず、しっかりと神戸市における高齢者の状況、障害者の状況、そして特に介護労働者の常態をしっかりと現状把握していただきたい。そして、特養で待ってられる高齢者を、みんな特養に入れるようにするには、何人の介護労働

者が必要なのか、そういうこともしっかり把握していただきたいと思います。

そして特に、陳情項目3の②の訪問介護についてお話ししてお願いをしたいと思います。

1月22日の介護報酬改定での訪問介護報酬の引下げについては、本当に私がかっかりして、腹立たしい思いをいたしました。訪問介護事業所の利益率が多いということで下げられたわけですが、どうしたことだろうかと思いました。訪問介護事業所の倒産件数は過去最高の67件で、この1年で34%も増えているのに、高齢者の生活を支えるヘルパーが、特に家事援助が軽んじられていると思います。なるべく最後まで住み慣れた自宅で過ごしたいという高齢者の声に答えて、国は在宅介護政策を進めてきたはずですが。介護度が軽いうちに、少しの家事援助や見守りで重度化が防げるのに、そこをほっといて、重くなってから身体介護に重点を置くような国の政策は本末転倒で、高齢者のためにならず、費用もかかります。だから、訪問介護はすごく重要だと私は思っております。

国に抗して神戸市は先頭を切って、訪問介護を重視する政策を取っていただけませんか。皆さん、訪問介護のヘルパーの平均年齢は幾つか御存じでしょうか。もう50代後半です。4割が60歳以上のヘルパーさんです。60代、70代の方が80代、90代の高齢者の世話をしてるんです。あと10年たったらどうなりますか。もう、本当にヘルパーさんがいなくなると思います。私らが年いったときに、誰も見てくれる人がいないという状況だと思います。

訪問介護の求人倍率は15倍です。若い人が全く入ってこないんです。なぜか。仕事がしんどい割に賃金が安いからだと思います。本当に危機感を持っていただきたいと思います。

総合事業の生活支援訪問サービス、いわゆる8割ヘルパーさんなんですが、それを担ってるのは、もう結局、人手不足のために、今まで行っていた訪問介護事業所の方が8割の介護報酬だということを分かって、同じ仕事をしているということで、ますます事業所の経営が厳しくなっていると思います。

神戸市の第9期介護保険事業計画の政策方針も見させてもらいましたが、魅力向上を図るとありますが、何で魅力がないのかというと、低賃金が大いだと思います。介護職は労働者全体平均よりも、月7万円ぐらい低いんです。神戸の介護人材確保プロジェクトのコウベd eカイゴも見ましたけれども、もう資格取得への支援金や家賃補助はいいことだと思いますが、神戸市高齢者介護士認定制度キャリアアップ支援金というのがありますが、これは、この研修に参加して、合格して、しかも介護福祉士という国家資格を取るまでの間の月1万円だけなんです。これは、実際、何人の方がこれを支給されているのかなと思います。

東京都が独自で介護職向けに1人当たり月1～2万円の支給を予算案に計上すると決めました。神戸市もぜひともお願いしたいと思います。若い人が介護の仕事で神戸に集まってくるような政策をぜひとも取っていただきたい。高齢者相手だけではなく、障害のある方の支援をする……

○委員長（朝倉えつ子） 陳述人に申し上げます。

既に時間が経過しておりますので、そろそろまとめてください。

○陳述者 若い人が神戸に集まってくるような政策をぜひともお願いします。

多動のお子さんなどは、60代のヘルパーでは難しいんです。神戸市も、今年、世界パラ陸上も開かれるのですから……

○委員長（朝倉えつ子） まとめてください。

○陳述者 ぜひとも政策を福祉のほうにしていただけるようお願いをいたします。介護職への賃金アップの予算を立てていただきますようお願いをいたします。

○委員長（朝倉えつ子） お疲れさまでした。

以上で陳情についての口頭陳述は終わりました。

それでは、議案5件、陳情2件及び報告事項3件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○森下福祉局長 どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○委員長（朝倉えつ子） 着席されたままで結構です。

○森下福祉局長 はい、失礼いたします。

それでは、議案5件、陳情2件及び報告3件につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、福祉局関係分について御説明申し上げますので、お手元の資料1を御覧ください。なお、説明に際しましては、100万円未満は省略させていただきますので、御了承願ひます。

1歳入歳出補正予算額一覧でございますが、歳入合計13億500万円、歳出合計136億4,900万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

2歳入補正予算の説明でございますが、第18款国庫支出金のうち、第1項負担金、第1目民生費負担金、第8節障害者福祉費負担金で7億3,100万円を、第2項補助金、第2目民生費補助、第5節障害者福祉費補助で4,500万円を、第19款県支出金のうち、第1項負担金、第1目民生費負担金、第2節障害者福祉費負担金で3億6,000万円、第4節後期高齢者医療制度基盤安定負担金で3,800万円を、第2項補助金のうち、第2目民生費補助、第6節障害者福祉費補助で1,700万円を、第9節老人福祉費補助で1億1,200万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

3歳出補正予算の説明でございますが、第4款民生費のうち、第1項第2目民生総務費で暮らし支援臨時特別給付金支給に伴い112億6,700万円を、第2項第1目生活保護費で、国庫支出金の返還に伴い4,500万円を、第4項障害者福祉費のうち、第1目障害者福祉費で地域生活支援事業費の増に伴い5億1,600万円を、第2目障害者自立支援給付費で自立支援給付費等の増に伴い14億5,200万円を、第7目障害福祉施策費で障害者相談支援センター等の消費税等の支払いに伴い、2億5,400万円を、第5項第1目老人福祉費で介護福祉サービス事業所等の支援に伴い1億1,200万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

4繰越明許費でございますが、第4款民生費のうち、第1項民生総務費で暮らし支援臨時特別給付金として143億9,900万円を、第4項障害者福祉費で防犯カメラ設置等として1,400万円を、第7項民生施設整備費で老人福祉施設整備として700万円を、民生施設整備として3億400万円を、障害福祉施設整備として1億7,500万円をそれぞれ翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

次に、5債務負担行為補正でございますが、令和6年度からのしあわせの村の指定管理について債務負担行為を設定しようとするものでございます。

資料2に移りまして、予算第37号議案令和5年度神戸市国民健康事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

1歳入歳出補正予算額一覧でございますが、歳入及び歳出をそれぞれ46億3,900万円増額しようとするものでございます。

2歳入補正予算の説明でございますが、第1款国民健康保険収入のうち、第1項国民健康保険料、第1目保険料、第1節現年度分で6,700万円を、第3項県支出金、第1目補助金、第1節保険給付費等交付金で21億4,900万円を、第4項繰入金、第2目第1節基金繰入金で6億9,800万円を、第5項第1目第1節繰越金で17億2,500万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

3歳出補正予算の説明でございますが、第1款国民健康保険費のうち、第2項保険給付費、第1目給付費で、保険給付費の増に伴い21億4,900万円を、第5項諸支出金、第1目雑出で国民健康保険財政安定化基金への積み立て及び給付費返還金等に係る基金取り崩しに伴い、24億9,000万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

4繰越明許費でございますが、第1款国民健康保険費のうち、第1項事務費で国民健康保険システム改修として2,200万円を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

資料3に移りまして、予算第41号議案令和5年度神戸市介護保険事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

1歳入歳出補正予算額一覧でございますが、歳入及び歳出をそれぞれ62億8,800万円増額しようとするものでございます。

2歳入補正予算の説明でございますが、第5款繰入金のうち、第2項基金繰入金、第1目第1節その他繰入金で19億6,000万円を、第6款繰越金のうち、第1項第1目第1節繰越金で43億2,800万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

3歳出補正予算の説明でございますが、第4款基金積立金のうち、第1項基金積立金、第1目介護給付費等準備基金積立金で、介護給付費等準備基金への積み立てに伴い43億2,800万円を、第5款諸支出金のうち、第1項第1目諸支出金で国庫支出金等の返還に伴い19億6,000万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

4繰越明許費でございますが、第1款総務費のうち、第1項総務費で介護保険システム改修として8,100万円を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

資料4に移りまして、予算第42号議案令和5年度神戸市後期高齢者医療保険事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

1歳入歳出補正予算額一覧でございますが、歳入及び歳出をそれぞれ1億100万円増額しようとするものでございます。

2歳入補正予算の説明でございますが、第1款後期高齢者医療事業収入のうち、第1項後期高齢者医療保険料、第1目現年度分、第1節特別徴収で3,000万円を、第2節普通徴収で2,000万円を、第3項繰入金のうち、第1目第1節一般会計繰入金で5,100万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

3歳出補正予算の説明でございますが、第1款後期高齢者医療事業費のうち、第2項第1目納付金で、保険料負担金等の支出に伴い1億100万円を増額しようとするものでございます。

続きまして、資料5を御覧ください。

第84号議案指定管理者の指定の件（神戸市しあわせの村）でございますが、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間、指定管理者として、しあわせの村運営共同事業体を指定しようとするものであります。

続きまして、陳情第45号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を要請する意見書提出を求める陳情の件につきまして御説明申し上げます。

令和5年10月に開催された臨時国会における代表質問に対して、厚生労働大臣からは、脱退一時金は、外国の方々に特有の事情を踏まえて、例外的に設けられている制度であり、厚生労働省としては、必要な実態把握を行いながら、政府内における在留資格に関する議論の状況等も踏まえ、次期年金制度改正に向けて必要な検討を行っていくという答弁がされております。

本市としましては、今後の国における検討状況を注視していきたいと考えています。

続きまして、陳情第56号介護職等の待遇改善を求める陳情の件につきまして御説明申し上げます。

陳情事項1点目、長期にわたるコロナ感染症の下での介護現場における課題について検証することですが、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、全庁挙げて検証してきております。介護・高齢者福祉施設等においては、検査体制の確保やサービス継続のための支援など、この間の現場での状況や対応について検証しており、今後の感染症危機への備えに生かしていきたいと考えております。

陳情事項2点目、「介護現場では、現在、光熱水費や食材料費の高騰の影響から、厳しい経営状況に陥っています。その実態について調査すること。また、国による緊急支援策のみならず、神戸市独自でも継続的に支援すること」ですが、国において調査が行われたほか、本市としても、関係団体へヒアリングを行うなど実態把握を行っております。これに基づいて、本市独自に継続的な支援を実施してきました。

令和6年度については、国において物価高騰の影響等を踏まえた介護報酬の増改定が行われたところであり、本市としては、今後の情勢を注視してまいりたいと考えております。

陳情事項3点目、以下の観点で、介護職の待遇改善を図ることのうち、①介護職の賃金・労働条件等の実態・意識調査等を行うことですが、本市といたしましては、3年に1度、介護保険施設実態調査を実施するとともに、毎年関係団体等からの要望を受ける中で、介護職員を取り巻く環境や実態を把握し、施策の検討を進めているところです。

陳情事項3点目の②他の職種に比べ賃金が大幅に低い介護職、とりわけ訪問介護職の賃金を全産業平均まで早急に引き上げることを国に要望するとともに、神戸市独自の財政支援策を採ることですが、本市といたしましては、令和6年度国家予算に対する提案・要望の重点項目として国に要望をしております。また、本市独自で介護職員の直接的な処遇改善につながるような施策も実施しています。

陳情事項3点目の③神戸市独自で、介護職の新規養成を考えることですが、本市としましては、初任者研修補助事業の実施をすることで、介護職員の参入支援を図るとともに、神戸市高齢者介護士認定制度を設け、キャリアアップに向けた切れ目のない支援を行っております。

陳情事項3点目の④総合事業を担う従事者（いわゆる8割ヘルパー）の受講実績や修了実績等を検証した上で、見直しを行うことですが、従事者を養成する研修の修了者は延べ1,000人を超え、雇用も進んでいると認識しております。サービス利用者も年々増加しており、今後も実施状況を把握しながら、総合事業を進めていきたいと考えております。

続きまして、資料6を御覧ください。

第82号議案神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件のうち、福祉局関係分について御説明申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護予防支援に係る事業の指定等について、申請の審査に係る手数料等を定めようとするものであります。

次に、資料7-1、第9期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（案）に対する市民意見募集結果について御説明申し上げます。

1. 意見募集の概要、(1)募集期間でございますが、令和5年12月6日から令和6年1月10日の間に、計画案について意見募集を行いました。

（２）意見提出の状況でございますが、合計 7 通、36 件の御意見をいただきました。意見の内訳は御覧のとおりです。

（３）意見の概要と市の考え方につきましては、資料 7－2 に掲載しております。

２．第 9 期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（案）でございますが、これらの意見を踏まえた計画（案）の内容につきましては、資料 7－3 に掲載しておりますので、御参照ください。

３．今後の予定でございますが、令和 6 年 3 月末に公表を予定してございます。

次に、資料 8－1、第 7 期神戸市障がい福祉計画・第 3 期神戸市障がい児福祉計画（案）に対する市民意見募集結果について御説明いたします。

１．意見募集の概要、（１）募集期間でございますが、令和 5 年 12 月 8 日から令和 6 年 1 月 9 日の間に、計画案について意見募集を行いました。

（２）意見提出状況でございますが、合計 82 通、126 件の御意見をいただきました。意見の内訳は御覧のとおりでございます。

（３）意見の概要と市の考え方につきましては、資料 8－2 に掲載しております。

２．第 7 期神戸市障がい福祉計画・第 3 期神戸市障がい児福祉計画（案）でございますが、これらの御意見を踏まえた計画（案）の内容につきましては、資料 8－3 に掲載しておりますので御参照ください。

３．今後の予定でございますが、令和 6 年 3 月末に公表を予定してございます。

以上、議案 5 件、陳情 2 件及び報告 3 件につきまして御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（朝倉えつ子） 当局の説明及び報告は終わりました

それでは、これより順次質疑を行います。

まず、予算第 35 号議案令和 5 年度神戸市一般会計補正予算のうち、福祉局関係分について御質疑はございますか。よろしいですか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では次に、予算第 37 号議案、予算第 41 号議案及び予算第 42 号議案、以上合計 3 議案についての御質疑はございますか。よろしいですか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では次に、第 84 号議案指定管理者の指定の件（神戸市しあわせの村）についての御質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では次に、陳情第 45 号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を要請する意見書提出を求める陳情について、御質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では次に、陳情第 56 号介護職等の待遇改善を求める陳情について御質疑はございますか。

○委員（赤田かつのり） 先ほど、口頭陳述の中で出されていたことに関わってですけども、コウベ d e カイゴの実績について、まずお聞きしたいと思います。

これは、キャリアアップ支援金というものが一体どれだけの人に適用されたのか、その数を教えていただきたいと思います。

○若杉福祉局副局長 御質問のキャリアアップ支援金でございます。こちら、月額1万円という支援額となっております。実績でございますが、平成23年度から令和5年度まで——制度発足当初からでございます。失礼しました。訂正させていただきます——令和4年度の実績でございますけれども、107名の方に支給しているという状況でございます。

○委員（赤田かつのり） これも何か試験を通られた方というか、神戸市の制度のね、これたしか支給できる期間というのも限定されてた、たしか5年でしたかね、ちょっとそれ確認です。

○若杉福祉局副局長 5年でございます。

○委員（赤田かつのり） 別のことなんですけども、先ほど介護事業所の倒産の件数か何か言われたと思うんですけど、私も以前に、ちょっと福祉局から教えていただいた資料を持っておりまして、例えば、廃止事業所数では、廃止届の提出を受けて廃止とした事業所の数ということで、令和3年度、2021年度が103件、そして令和4年度、2022年度が110件と。令和5年度は、一番最近の数字で10月末までのようなんですけども、55件というふうに聞いてますが、これだけ見ると、非常に、本当に全市でも至るところで事業所の廃止がされてるんだなと。休止の事業所数も含めると、またそれにほぼ近い数字のデータいただきましたけども、これは、この廃止事業所数というのは、範囲はどの事業所までを指すんでしょうか。

○若杉福祉局副局長 今、委員御紹介いただきました件数の基でございますけれども、いわゆる介護保険サービス事業所ということでございます。例えば、居宅介護支援であったりとか、あるいは施設系の事業所、そういったもの全てひっくるめてということでございます。

○委員（赤田かつのり） 非常に深刻な実態が、数字が裏づけているというふうに思うんですね。

私も相談とか御意見をいただくことがあるんですけども、例えば利用者からもこういう声もいただきました。入浴サービスが、今まで受けてたのがね、事業所の都合でできなくなって、非常に困ってるという相談も受けたことがありますし、それからさっき環境局の質問のときも、ちょっと触れたんですけども、体調の問題はありながらも、身体的な、ごみ出しのサービスができなくて困ったという人もいます。この背景にあるのは、やっぱり経営が逼迫してる状況というのが大体推測——想像されるんですけども、それで働く側の立場から見ても、やっぱりこれ非常に深刻だなというのは、これ陳情されてる方は神戸市の実態調査というのは不十分という、そういう思いで陳情されてるかと思えます。

私自身、ちょっと勉強させていただきましたら、2022年度の介護保険施設実態調査の調査結果というのを、資料をちょっと拝見いたしまして、そこで施設の職員についての問題、職員の問題についても、より、何というか、悉皆調査を含めた精緻な分析というのは、どこまでできてるのかなというちょっと疑問はあるんですけども、この頂いた資料からも、退職した主な理由として、やっぱり労働時間や休暇等の労働条件によるもの、つまりやっぱり、休みがないと。長時間労働だということがもう理由としては上げられますが、パーセントとしては、そんなにデータからは多くないんですけども、ほかの理由として、家族と仕事の両立ができないとか、腰痛等の健康上の問題等と、やっぱり関連があるものを含めると、かなりの割合になるのかなという感じがするんですね。

それから、賃金を理由にしたものも、もちろんあります。そういうことで、施設に対する経営の問題、それからもちろん、介護労働者の賃金の問題、こういった問題、やっぱりもっと、どう言うんですかね、自治体として、神戸市自身がこのままでは本当に介護職で従事したいと思っても、平均年齢がもう60に手が届くような年齢まで達していると。高齢化していると。介護難

民も生まれる事態があるということで、もっと危機感を持って取り組むという点では、ちょっといかがなものでしょうか。

○森下福祉局長 我々もそういう危機感を持って、コウベdeカイゴという1つのワンパッケージということで取り組んでおるところでございます。コウベdeカイゴと申しますのは、いわゆる、もう賃金を中心といたしました処遇の改善と、それから様々なICTであったり、介護のロボットといったような技術を取り入れた労働環境の改善、この2つを1つの柱といたしまして取り組んでおるものでございまして、我々としても危機感を持って取り組んでおると、そういうふうに認識をしているところでございます。

○委員（赤田かつのり） 介護報酬についてなんですが、先ほど介護報酬の改定で、何か1.59%のプラス改定が令和6年度、報酬改定で予定されているってあるんですけども、これは先ほど、陳情の方も関連した御発言あったように思うんですけども、訪問介護事業所に支払う介護報酬は身体介護、生活援助は、それぞれ2から3%減額してるという事実ですよ。その辺については、ちょっとこれ資料——資料というか、この委員会の資料の中ではそういう記載がないんですけども、その辺は認識されてるのかどうか。

○若杉福祉局副局長 令和6年度の報酬改定の中身ということでございます。その内容については、当然のことながら認識しておるところでございます。

○委員（赤田かつのり） 認識されてるということで、この減額というのは、本当に働く方々にとっては、物すごく痛手やということを、恐らく陳情者の方は言われたんじゃないかなというふうに思うんですね。

自治体独自の財政支援策ということで、私はこのコウベdeカイゴそのもので、これは独自の支援策としてもっともっと有効に活用されるものだと思いますが、しかしながら、それだけでは全く不十分だというふうに言わざるを得ない。例えば、独自の支援ということでは、やっぱり東京都が独自支援を始めているというのを聞いてますが、もっとさらに踏み込んだ——これ予算を決める議会ですから、もっと踏み込んだことを検討されるってことは、されてるのかどうか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○若杉福祉局副局長 まず、今年度の報酬改定、失礼しました——6年度の報酬改定ですね、この動向を見極めながら、神戸市として何を必要としていくかというところになってこようかと思えます。そういった前提としまして、様々な実態調査等のお話ございました。これにつきましては、国あるいは本市におきましても、関係団体等のヒアリング、あるいは日頃の意見交換を通じて状況は聞かせていただいているところでございます。

今後も、その点につきましては継続的にしていくということで、コウベdeカイゴにつきましては、本当に多面的かつ継続的な支援ということで、これはこれとして、現状のもの、これをいかに活用していき、介護職員の方の処遇を改善していくかということになるかと思えます。

またさらに、その先に将来を見据えてどうしていくかということについては、今後引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（赤田かつのり） やっぱりこれは総合事業が増えてることですね、この8割ヘルパーですか、この総合事業を担う従事者の方々というのがおられますが、実際に一生懸命働いておられるわけで、この方々の処遇を、これを改善をするということでは、やっぱり検討が必要じゃないでしょうか。

○若杉福祉局副局長 8割ヘルパーの方の問題でございます。この報酬単価につきましては、従事

者の方の資格要件の緩和であったりとか、あるいは訪問介護計画書の作成を不要にするといったような事務負担の軽減を図りながら、従来の訪問介護の報酬単価の8割としていると、そういう考え方で適用しているところがございます。これに伴いまして、利用者の負担も8割にとどまるというところがございます。

この8割の基となる考え方でございますけれども、いわゆる有資格者の方と、このヘルパーさんの研修修了者ですね、無資格者の方の、専門性の違いを踏まえた設定ということで現状なっております。

これ、他の政令市におきましても、従来の訪問介護の報酬単価のおおむね7割から8割程度の報酬となっているところが現状でございますので、現時点において見直しを直ちに図るところは予定していないというところがございます。

- 委員（赤田かつのり） もうまとめますけれども、西暦2000年に介護保険制度ができてから、もうどんどん介護保険料は上がるけれども、介護サービスのほうが本当に悪くなっている。働いている方々の条件というのも深刻だということで、国の政治が大本になります。社会保障費について、やっぱり自然増分が圧縮されているということで、それに対して、やっぱり本当に国の動きというのね、なかなかこれが動きには私も立ちを覚えるんですけども、応急的な対処というものを自治体としても本当に行うということで考えていただきたいと思います。

以上です。

- 委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑。

- 委員（香川真二） すみません、幾つか聞かせてもらいたいですけど、この陳情のまず2番のところですね、介護現場での光熱水費とか食料、材料費高騰の影響から経営状況が厳しいというようなところで、先ほど赤田さんのほうからは倒産件数とかというような話も出てましたけど、もちろん、倒産する会社もあれば、新規でできる会社もあるんで、増減なんで、ここは一方だけを見てても分からないとは思いますが、経営状況というのが、本当にそういう印象だけで話してるのか、ちゃんと数字でここが確認できるものなのかというのは知りたいところでもあるんですね。

あと、ヘルパーさんも不足してるっていうのは、割と、どう言うんですかね、一部の状況だけ見て、そういうふうに捉えてることもあるかもしれないんで、本当にどれぐらい不足してるのかとか、例えば、ここはとりわけ訪問介護が取り上げられてますけど、訪問介護職の人が高齢化しているのであれば、大体平均年齢何歳ぐらいなのか。そういった調査というのか、数字がしっかりと把握できてるのかなというのは、気にはなってるところで、神戸市でやれって言っても、なかなかそれが大変なのであれば、私は国がやってる経営実態調査のね、神戸市の分だけでも情報をもらえないかなというふうには思っているんですけど、そうすれば、神戸市も国も、同じような調査をする必要はないわけですから、そういうふうな資料を共有するというようなことができれば、この辺、すごく議論が進むんじゃないかなと思っはいるんですけど、いかがでしょうか。

- 森下福祉局長 御指摘のとおりでございます。神戸市独自で調査をするということになれば、これまた事業所のほうに新たな負担を課すというようなことにもなりかねませんので、できる限り既存の調査を活用したいというふうに思っております。

ただ一方で、国のほうで取りまとめた分の、神戸市だけのというのを、いろんな場面でもするんですけども、なかなかいただけないような状況がございます。ただ一方で、神戸市だけの特異的な状況というの、なかなか考えにくうございますので、全国的な傾向を踏まえながら、神戸市としてどうやっていくのかというのは考えてまいりたいというふうに考えております。

○委員（香川真二） 分かりました。できればね、そういう資料があれば、本当にいろんな議論は進みますので、どうか手に入れていただければと思います。

もう1点、ちょっと聞かせていただきたいのが、介護職の方の高齢化というのは、実際私も肌感で感じる場所が大きいんですね。介護保険ができてから、今20数年——2000年にできたんですけど、23年たったんですね。結構、その当時40代、50代の方で、ばりばり働いていた方が60代、70代になっているというところがあって、私がよく話聞くのは、ケアマネジャーさんの方からとかも、やはり高齢化が進んで、ちょっと世代交代というところできてないというふうなところで聞いてます。

今回の令和6年度の報酬改定の案とかも見させてもらって、12月に出たやつの方のほうを見せてもらったら、やはり人材確保と、重度の障害者の福祉とか、そういった言葉がいっぱい並んでましたけど、人材確保というふうなところでは、やはり世代交代も含めて必要なだろうなとは思ってるんですね。正直、この辺を本腰入れてやらないといけないなというふうなところでは思っているんですけど、実際、そのあたり、何かコウベ d e カイゴで十分なのかどうなのか、その辺が私、ちょっともう少しやってもいいのかな、例えば、ここ書かれてるような介護職の新規の養成をもう少し加速させてもいいのかなと思ってるんですけど、コウベ d e カイゴも数年やられてきて、感触もあると思うんですけど、いかがなものか、ちょっと御意見伺いたいと思います。

○森下福祉局長 おっしゃるとおりでございまして、ただ一方で、世の中の状況といいますか、少子・高齢化というのが、若者に選ばれる——若者自体の数が減ってきておりますので、その中で他職種との取り合いというのものもあるのかなというふうに思っております。

また、コロナ等で止まっておりました学校等、学生等の体験、介護職場の体験であったり、夏休みの期間に福祉職場に来ていただくとかいうインターンシップ的なものもやっておりましたけれども、復活をしておりますので、そんな形で若い方に福祉現場を理解をしていただく、見ていただく、また感動を味わっていただくというような、そんな地道な工夫も必要なのかなというふうに思っております。

一方で、コウベ d e カイゴ以外にという御意見でございますけれども、コウベ d e カイゴというものを看板に掲げながら、その内容を充実していくという方向なのかなと我々思っております。外国人人材の獲得というのも、コウベ d e カイゴの中でも取り組んでございます。

ただ、一方で外国人人材に頼るだけでなく、日本人も選んでいただける職種、職場にしていかなければいけないなというのも我々課題として認識をしておりますので、今後も工夫し、研究してまいりたいというふうに思っております。

○委員（香川真二） ありがとうございます。

もう1点だけ聞かせてください。

先ほど、赤田さんのほうからもあったんですけど、令和6年度の報酬改定、訪問介護マイナス改定ということで、かなり現場はショックを受けてるような状況でもあると思うんですね。これも根拠が何もないわけじゃなくて、経営実態調査のところでは利益率が全サービスの中でも高いというところ、マイナス改定になったんですけど、この辺、正直、私のほうで独自——独自にどうか、知り合いの方に聞いてると、本当に事業所の中では利益がたくさん出るところもあれば、出ないところもあって、それが足し算されたら、正直、全体として利益が高いというふうなところで見られてるようなんですけど、この報酬改定がマイナスになったというのが経営実態

調査でプラスが出てるところ以外で、何かマイナスになっている理由というのがね、情報をつかんでたら何か教えてもらいたいんですけど、なかったらいいんですけど、何かありますか、その理由は。

○若杉福祉局副局長 報酬改定の基になった実態調査につきましては、その状況を把握してございます。ただ、個々の事業所の経営状況を踏まえて、どういう状況であるかっていうところについては、詳細、具体的には現状把握できておりません。

○委員（香川真二） 私もはっきりとしたことをつかめてないからお聞きしたんですけど、ちょっと私が聞いた中では、やっぱり集合住宅とか、サ高住とか、そういったところにどんどん入っていったようなサービス事業所は利益を出してるけど、戸建てというんですかね、そういったところに、居宅に訪問していくような介護事業所はなかなか利益が出せてないというようなところ、あとは人手不足による、例えば2人、本来雇わないと回らないような仕事を、1人で1.5倍ぐらい働いて、残業したりとか、休日出勤したりとかってあるので、人件費が抑えられてるから利益が出てるとか、そういった話を聞いているので、今回、例えば利益が出てるんだけど、全体として利益が出てるんだけど、利益が出てない事業所もあるっていうのは、私も何となく肌感で認識してたんで、そういったところと——その中身ですよ——のところはどういう状況が生まれてて、この結果になっているのか。もちろん利益が出てるところはいいんですけど、利益が出てないけど、本当に必要なサービスをやってるところがあるわけですから、そういったところは存続させていただくような、そういった取組が必要なのかなとは思っていますので、ちょっとその辺、私も、これ確信がないので、ちょっと、その辺、皆さんのほうで、いろいろ調べていただきたいなと思ってるんですけど、いかがでしょうか。

○若杉福祉局副局長 先ほどございました廃止事業所、休止事業所の状況と、併せて新規の開設事業所の状況でございまして、訪問介護が1つ取り上げられてございますけど、訪問介護は確かに、廃止、休止の事業所、事業類型別で見ますと、非常に多い事業形態でございます。

その一方で新規の開設も同様に多いということで、新規開設と休・廃止、ほぼニアリー、あるいは少し新規開設のほうが多いという状況がございまして。このあたりを深掘りしていく過程で、新規がどういう理由で新規としてできるのか、その前提として、廃止がどういう理由で廃止されるのかということ、統計的な抽出は現時点においては、ちょっとできていないところではありますけれども、そのあたりの状況、理由ということですね、それが次に必要な施策の展開において考えるべきところかと思っておりますので、このあたりについては、もう少しお時間いただきまして、必要な検証もしてまいりたいと考えております。

○委員長（朝倉えつ子） よろしいですか。じゃあ、ほかに御質疑ございますか。よろしいですか。
（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では次に、報告事項神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件（第82号議案関係分）について、御質疑はございますか。よろしいですか。
（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では次に、報告事項「第9期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（案）」に対する市民意見募集結果について、御質疑はございますか。よろしいですか。
（なし）

○委員長（朝倉えつ子） では次に、報告事項「第7期神戸市障がい福祉計画・第3期神戸市障が

い児福祉計画（案）」に対する市民意見募集結果について、御質疑はございますか。

- 委員（香川真二） まず、パブコメ等を見せてもらって、ちょっと感じたことを先に言わせてもらいたいですけど、かなりの件数が、今回、パブコメで集まっているなどと思って、82通、126件ということで、これ、すぐーるという学校のそういった資料配布の仕組みを使って、保護者の方にも配信をされたということで、こういった意見がたくさん集まったんだと思います。これすごくよかった結果だなと思ってます。

ここの皆さん、市民の意見の概要のところを見させてもらおうと、かなり詳しいと言ったらいいのかな、すごく中身もすごい充実したことを書かれてると思いますし、本当に実体験に基づいたようなことが書かれてるなというふうな印象を受けました。

一方ね、この市の考え方のところが、割と淡白だなというふうな印象を受けたんですね。これ、別に批判してるわけじゃなくて、市の考え方がこういうふうにして書かざるを得ないのは、皆さんの多分、私も5年間市議会議員やってるので、事情も分かるので、本当はこれだけのことをやってあげたいんですけど、ここにちょっと書くわけにはいかないから、多分そういった書き方になって、例えば御意見を参考にさせていただきますとか、そういったところで回答されてるんだなというふうには思ったんですけど、本当にこれすごく、このパブコメ見て思ったのは、重要な意見、資料になりますので、ぜひこれを参考にさせていただき、次の政策をしていただいて、成果で応えていただくというふうなことをしていただきたいなというふうに思いました。

今回、パブコメの中で書かれてあるところで、特に言葉がよく出てきたのは、強度行動障害、あとは重度の障害っていうところの言葉がパブコメでもたくさん出ています。その中で、利用できるサービスが少ないというだけではなくて、そのサービスを利用してただけど、やっぱり人手不足だとか、事業所の事情によってサービスを受けることが途中でできなくなったりとかっていうようなことが書かれてました。私もいろいろと意見聞く中で、そういうことは多々あるんだろうなとは思ってますので、この強度行動障害、重度障害の人に対して、今後どのような対策をしていかれるのかっていうのを、考えをお聞かせください。

- 奥谷福祉局副局長 今回のパブリックコメントにおきましては、貴重な御意見をいろいろいただいたかなと考えております。おっしゃったように、すぐーるを使ったことによって、障害児をお持ちの保護者の方の生のお声っていうのを聞くことになったということで、貴重な御意見だったと思っております。

市の考え方を示す段階で、計画案の意見ということになりますので、ちょっとこういう書き方にはならざるを得なかったんですけども、いただいた意見というのは、本当の生の声だと思っておりますので、こういうことを参考にしながら今後の施策には展開していきたいとは思っているところでございます。

委員御質問の重度——重症心身障害児・者、そして強度行動障害っていうところのことも、私も見ておまして、結構やっぱり切実な課題だなということで認識しております。

そういった声は、今回のパブコメ以前からも当事者の方であるとか、事業所さんのほうからも、やはり重度の方を受け入れていくに当たっては、それなりの手厚い人員体制が必要であったりとか、スキルが必要というところがあるんですけど、そのところがなかなか人材確保が難しいであるとか、実施する上では受け入れるのがなかなか難しいということもあって、結果的に、やはり事業所数はいろいろ増えているんですけども、重度の方を受け入れる体制というのが十分にはなっていないというところが御意見も出てきたところですし、私どもも認識はしているところで

ございます。

そのあたりのところ、国のほうもやはりその辺は重点と考えておりまして、今までも手厚い人材を配置しているところについての加算であるとか、実際、重症心身障害の方を受けている事業所への加算というのはございましたけれども、今回、令和6年度の報酬改定におきましても、特に強度行動障害という方を受けた場合の加算というものの充実を図っているというふうにも認識しております。

神戸市におきましても、国の報酬とは別に、市独自に通所の事業所で重症心身障害児・者を受けている方についての独自の加算なんかもしているところではございますし、療養介護という最重度の方を受けておられる事業所に併設している生活介護の通所——送迎ですね——の部分のところ、看護師さんがやっぱり必要なところに同乗している場合に加算というような、独自の加算とかすることによって、重度の方を受け入れてもらう体制というのをしているところでございます。

今後も、国のほうも加算も上げてきていますし、神戸市といたしましても、そういった重度の方を受け入れて——安定して受け入れられるような体制になるように、今後も引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

- 委員（香川真二） 物すごくよく分かります。国のほうの方針もね、ちょうど今神戸市がやろうとしているのと、本当に同じ方向を向いてやってるので、これからどんどんそういった子供たちとか、そういった重度障害の人たちが福祉のサービスを受けられるようになっていくんだろうなと思います。

1点だけ、ちょっとお伝えしたいなと思うのは、重度障害の施設とか、強度行動障害の施設では、やはり人材確保もさることながら、人材育成も、何と言ったらいいかな、やっぱり経験を積むということがないと、やはり戦力と言ったらいいんですかね、事業所としての戦力にならないということがあります。できたら、そういった子供たちとか、そういった人たちに福祉のサービスとして自分が働きたい、事業所で働きたいと思う人がおられても、いきなりすぐには、戦力にはならないじゃないですか。だから、そういった何か最初の——どう言ったらいいのか、OJTですね、それこそ。そういった実地で学んでいくというふうなところの部分に何とか加算とかをつけていただけたら、そういった制度もあってもいいのかなと思ってますので、これはすぐにここで回答できないと思いますから、そういった、ちょっと案を私は持っているんで、お伝えしておきたいなと思ってますので、また何かそういう、皆さんで検討していただいて、政策つくっていただけないかなと思いますので、お伝えだけしておきます。

以上です。ありがとうございました。

- 委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑。

- 委員（住本かずのり） すみません、私もこのパブコメがたくさん来てて、ちょっと驚いて、ちょっと全部読ませていただきました。

感想から言いますと、神戸市当局の組織が非常に多くあるなということが書かれております。例えば、神戸市の療育ネットワークだとか、児童発達支援センター、これ中核的な機能で、各区に自立支援協議会があったりとか、あと放課後デイサービス事務所ネットワークがあったりとか、障害者相談支援センター、医療的ケア児等コーディネーターが配置されてあったりとか、こういうのがたくさん用意はされてるんですけど、これだけ相談が多いということは、正しく必要なお困り事、相談事が、こういったネットワークとか相談につなげてないというふうなイメージを

受けたんですけど、どうお考えですか。

- 奥谷福祉局副局長** おっしゃるとおり、いろんな組織を組んでおりまして、それぞれの相談体制というのは組んでいるところではございますけれど、やはり、特に児童の場合でありますと、教育委員会も、保育所も、いろんな部署で関わっている中の、それぞれでいろいろ取組をしてるんですけども、横につながっているかというところが課題があるっていうことは、委員御指摘のとおり、こちらも認識しているところでございます。

そのために、療育ネットワーク会議という、各教育と保育と福祉というようなので情報を共有していくであるというところとか、有機的につながるような関わりというのが重要ということで、そういうことでネットワーク会議をすると、それがまた増えてるというところではございますけれども、いろいろそういう会議の中で、やはり情報を共有して行って、どうつないでいくかというところを共通で考えておりますので、そこをスムーズにどうやってつなげていけるかというところは、引き続きそういうネットワーク会議であるとか、現場のお声、当事者の御意見も聞きながら、支援が必要な方、相談を求める方が速やかにつながるようなことについて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

- 森下福祉局長** すみません、少しだけ補足をさせていただきたいんですが、今御指摘の部分というのは、障害者施策の大きなウイークポイントだろうと私は思って——私といいますか、我々思っています。こども家庭局ができて、子供に特化する事業を担う、そして教育委員会は学齢期の子供を担うということで、それぞれが、そしてまた福祉局は成人の部分を担当しているところなんですけれども、障害者の方に焦点を当てますと、その方はもう一生続くお話でありますけれども、そのライフステージといいますか、年齢ごとに担当する部署が違ってくるということは、本当にそこがウイークポイントなんだろうなというふうに我々も考えているところでです。

ですから、今、奥谷のほうがそれぞれの事業で申しあげましたように、連携であるとか、同じ視点でもって1人の人を見ていくとか、そんなことが大事なんだというのは自覚を——行政として、1つの行政の固まりとして自覚をして、何とかしていこうというふうに考えているところでございますので、少しだけベースの部分を補足させていただきます。

- 委員（住本かずのり）** なかなか大変だと思うんです。やっぱり10人障害者を抱えている御家庭があれば、10個の——10個以上のお悩みがあるので、なかなかそれを全部カバーしようと思ったら、なかなか大変だと思います。パブコメをやれば、ようやくこういうのがあぶり出されてきたので、やはり困った御家族がいつでも声を上げられるように、すぐつなげるように、やっぱり体制構築が必要だと思います。

もう1点が、やっぱり自立の部分ですね、障害者の。就労——就労支援施設から一般企業への就労移行への、その辺の相談とか、ハローワークとの連携とか、あと親亡き後の成年後見人の制度、このあたりも非常に心配されてる親もおりますので、そのあたりもお願いしたいんですけど、御見解いかがですか。

- 奥谷福祉局副局長** おっしゃったとおり、障害者の方の自立ということで、就労につきましても、国のほうでも障害者雇用率を一般のほうでも上げていこうということもあります。福祉就労から一般就労にどうやってつなげていくかというところも、神戸市としても大きな課題だと思っておりまして、その過程をどうつくっていくかというところは、引き続き検討が必要な課題だと思っております。

また、成年後見のことでございますけれども、親亡き後ということで、保護者の——保護者と

うか、親御さんの方からすると、子供さんのことで後見制度をどう、使いやすくというようなことも質問聞いているところではございますので、これもちょっと、私も聞きかじりではありませんけれども、成年後見法のほうも何か見直しの案も出ているようなこともありますので、そういったところも動向も踏まえながら、障害者の方が——先ほど局長も申しあげましたように、ライフステージがあるのと、ずっと支援を受ける方、そして自立に向かっていく方、いろんな個々の特性によって違っております。そのそれぞれの方に適した支援というのはどういうものかというのを支援者一同、そして行政も考えながら進めていくべきものかと思っておりますので、こういったパブコメでいろんな御意見がいただけたということは、非常に貴重な意見だと思っておりますので、これも参考にさせていただきたいと考えております。

○委員（住本かずのり） 必要な方が必要なサービスにつなげるように、ライフステージによっても、関係機関、必要な部局あると思っておりますので、しっかりと連携をつなげていただきまして、引き続き取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） ではこの際、福祉局の所管事項についての御質疑はありますか。

○委員（山下てんせい） 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置のことについてお伺いします。

国から、このたび示された新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置について、もう令和6年のできるだけ早期に開始するという、その定額減税し切れないと見込まれる方への柔軟な対応というのが、こちら、市民からは迅速かつ適切な給付が実施されることを望まれております。

そこで、当局のスケジュールについて、本事業の執行や完了の見通しについて教えてください。

○森下福祉局長 今、委員おっしゃった給付金につきましては、事業の目的を考えますと、我々としても、できるだけ早期に必要な方の手元に届けるようにしなければならないというふうには自認をしております。

ただ一方で、国のほうからは、令和6年に入手可能な課税情報、具体的に言いますと、令和5年分の所得税情報であったり、令和6年に賦課決定します個人住民税情報、それを活用して算定しようということになってまいりますので、これが条件ということになってまいりますと、令和6年6月頃に個人住民税の情報の賦課が決定をするという、そういう縛りがございますので、そういったものをベースに考えてまいりますと、それ以降に具体的な手続が進んでいくということになってこようかと思っております。ただ、それ以降、できる限り、今具体的な日付というのはお示しできませんけれども、それ以降、できる限り早い時期にお手元に届くようにしたいというふうには思っております。

○委員（山下てんせい） 今、答弁によると本年6月に税額が決定するまでは給付対象が確定しないということでございます。こちらの資料にもありますとおり、簡素・迅速・適切なバランスをしっかりと考えて、しっかりと早急に対応すべしということなんだろうと思うんですが、一方で、本年10月から、通常の公金についても手数料がかかるようになると決まっております。

そこで、この10月以降にずれ込んだ場合の影響はないか、教えてください。

○森下福祉局長 給付金につきましては、これまでも通常の公金と異なりまして、手数料がかかっておるという実態がございます。その都度、金融機関と調整の上、額は決定しておるわけでございます。来年度の手数料については、今の段階では金融機関とは御相談しておりませんが、

そういったことで、どれぐらいの額にというようなことは現時点でお示しはできませんけれども、そういったことも踏まえながら、できる限り給付金を待つ市民のために早く振り込むように努めたいなというふうに思っています。

- 委員（山下てんせい） 今までの、いわゆる給付行政においても手数料はかかっていたという認識でよろしいでございますね。分かりました。

この公金についての手数料が10月から発生するという、この決定は、状況にもよると思うんですけども、今後、行政がこういった、いわゆる給付行政等を行っていく上で看過できない、会計室の室長なんかになんか言わせてみると、今後合理的かつ、何と申しますか、1回で済むようにということですね、そういった工夫が必要であろうというふうにありましたが、今回の、そのいわゆる給付金・定額減税一体措置については、もういわゆる手数料がかかっていたということですので、さしたる影響はないのかなと思います。

しかしながら、手数料がかかるということによって、より一層、給付行政に対する合理的な説明、あるいは無駄がないように行っていく必要があるというのは、これはどの局にも共通することではないかなと思いますので、今後もそういった点、留意して業務を行っていただきたいと思っています。

以上です。

- 委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ございますか。

- 委員（なんのゆうこ） すみません、先ほどの報告のところで質問するべきかと思ったんですが、すみません、ちょっと質問させていただきます。

第9期神戸市介護保険事業計画（案）の認知症の人にやさしいまちづくりの推進について、22ページになるんですけども、運転免許自主返納啓発についてのところなんですけど、昨年度、令和5年4月1日から12月28日まで、高齢者運転免許自主返納キャンペーンをされていたと、ちょっと見ました。そのときの利用者数、返納者数ですね、それとキャンペーン前とキャンペーン後の返納者数の違いについて教えていただけますでしょうか。

また、その際の申請手続をされた方についてですけども、御本人からか、それとも本人以外の御家族からなのか、分かれば教えていただきたいと思っています。

- 若杉福祉局副局長 運転免許自主返納に係るキャンペーンということでございます。このキャンペーンは令和2年度から開始をいたしまして、運転免許を自主返納された方に対しまして5,000円のICOCAカードをプレゼントするというものでございます。キャンペーンということですので、一定期間を区切ってということになりまして、当初、令和2年から開始しまして、令和2年、3年、4年と実施しまして、そこから一旦延長という形で今年度、12月28日まで実施してきたというものでございます。

キャンペーンを利用された方の実績でございます。令和2年度から12月末までの累計になりますけれども、1万1,603件の方がキャンペーンを利用されたということになってございます。

どなたが――申請者でございますかね――すみません、ちょっとその部分については、今手持ちに資料ございませんので、また後ほどさせていただきます。

- 委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。キャンペーン、いい案だと思うんですけども、このキャンペーン以外で来年度、第9期の中で運転免許証自主返納の啓発ということで、パンフレットを市内に配布と書いてあるんですけども、このパンフレットを配布しているところ、そして配布される方について、具体的に教えていただけますでしょうか。

○若杉福祉局副局长 失礼しました。パンフレットでございますが、こういった運転免許自主返納キャンペーンというもの、表面のほうには、運転免許自主返納相談窓口を始めましたということで、相談窓口とキャンペーンをお知らせするようなパンフレットになってございます。

キャンペーンにつきましては、一旦、こういう形で昨年末に終了いたしましたので、一旦、この終了したものが広報されるというのも、ちょっとおかしな格好になりますので、一旦、引き揚げさせていただいているところでございます。

従前は警察署、区役所等々に配布しているというところでもございました。また、キャンペーン終了した後の広報物につきましては、どのようなものが適当であるかというのは、これから検討しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。今、お話に出ておりました運転免許証自主返納の相談窓口についてなんですけれども、恐らく電話でだけかと思うんですが、この相談件数についても教えていただけますでしょうか。

○若杉福祉局副局长 相談窓口につきましては、令和5年5月1日から開設をいたしております。これまでの御相談件数ですけれども、1月末までの実績でございますが、597件の方です。

基本的には電話相談ということになりますけれども、ファクス、あるいはメール、そういったものも通じての御相談をお受けしているという状況でございます。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。本人にこの自主返納、結構まああの、私がちょっと今日質問させていただいたのも、またちょっと最近高齢者の方の痛ましい事件、高齢者ドライバーの方が原因での痛ましい事件がちょっとまた増えてきているのかなということもありまして、本人がちょっと返納しないというのが、これまたちょっと一番の問題なのかなと思うんですけれども、やはり家族の方とか、周りの方からも勧めたいける、啓発できるように、そういった方々にも届くような啓発などをしていただけたらと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ございますでしょうか。

○委員（赤田かつのり） 私からは、ライフパートナー制度について、ちょっと質問させていただきます。

行政サービスのことで質問したいんですけども、まずちょっと、前提として、このライフパートナー制度は福祉局の人権課が担当しているのは、そもそも、なぜなのかということで、ちょっと改めて確認したいと思いますのでお願いします。

○土井福祉局部長 私どものほうで、人権を尊重するというところで、市民啓発等を担当させていただいているという経緯から、私どものほうで担当させていただいている状況でございます。

○委員（赤田かつのり） 現在、福祉局としてライフパートナー制度に基づいて、異性のパートナーが持っている権利が同性のパートナーにも享受できるように、各局が持つ施策をいろいろ聞き取っていると思うんですけども、その辺の、ちょっと確認ですが、その状況を教えてください。

○土井福祉局部長 私どもでは把握しておりません。

○委員（赤田かつのり） 全く把握してなかったら、行政サービスそのものが、これからたしか増やさないかんわけであって、全然できなくなっちゃいませんか。やっぱり、この制度の目的としてライフパートナーとしての宣誓されたお2人の思いを尊重し、自分らしく生活されることを応援することを目的としてるんだと。行政サービスなどを円滑に利用できる場合もあるっていうふ

うに書いてあるので、この宣誓をされた方は、そういったことも含めて神戸市で住み続けたいという思いから交付されたと思うんですね、受領証をね。だから、そういう思いに応えるためにも、各局の取組についてしっかり把握するということが必要やと思うんですけど、もう1度お願いします。

- 土井福祉局部長** ライフパートナー制度につきましては、昨年の12月25日から制度開始をさせていただいております。そのような状況の中で、行政サービスの適用につきましても、他都市の制度なども参考にいただきながら、全庁的に各所管の部署で、それぞれ御検討をいただいているという、こういう状況でございます。
- 委員（赤田かつのり）** それぞれの部署で検討している内容については、これ、どういう状況か、途中経過も含めて、それは共有しないんですか。
- 土井福祉局部長** それぞれたくさんあると思いますが、それぞれの所管のところで制度の内容について検討いただいた上で、適用できるようになったサービスにつきましては、私どものほうで、ホームページのほうで掲載をさせていただくという形を取らせていただいております。
- 委員（赤田かつのり）** いろいろ、この宣誓書をね、交付を受けようとしている方、検討されている方、いろんな方おられると思いますが、いろいろこの相談の窓口というか、相談用の窓口としてこの人権推進課が担当しているわけですね。
- 土井福祉局部長** 私どものほうで、いろんな人権相談を通常の業務でお受けをいたしておりますし、もう少し申し上げますと、犯罪被害者への御相談でありましたり、LGBTQの専門相談、こちらのほうは当事者団体のほうに委託をさせていただいてますけど、そういう意味合いで、幅広く人権についての御相談について応じさせていただいている状況でございます。
- 委員（赤田かつのり）** 行政サービスについてもこうしてほしいというような要望なんかも、もちろん、当然、受ける役割果たしますよね。
- 森下福祉局長** すみません、ちょっと入りの部分ですれ違いがあったかのように思いますので、私のほうから説明させていただきますと、全市の事業を我々で網羅的に調べて、ここがどうだというお話はしてないというような状況ではございますけれども、いろんな、今回このライフパートナー制度ができたことで、それぞれの所管で、我々のところ、こういうものがあってというような、庁内での相談というのも乗ってございますので、そういう動きについては、一定、情報交換も相談もしておるとい、そんな状況でございますので。
- 委員（赤田かつのり）** 庁内でいろいろ相談ということは、いろんな共有してる部分もあると思うんですけども、ちょっと他局になるんですけどね、住宅都市局に住みかえーという施策がありますが、これ要望が割と強いと聞いてますが、何とかな、このライフパートナー制度の趣旨考えたら、同性パートナーも含めていくことも大事だという認識はございませんか。
- 土井福祉局部長** 住みかえーという制度につきましては、建築住宅局のほうで検討をされているというようにお聞きしております。
- 委員（赤田かつのり）** ですから、聞いてるってということですけども、やっぱりこの制度そのものがね、同性パートナーも含めて大事だという認識はあるかどうか、そこをお聞きしたいんですが。
- 土井福祉局部長** いろいろお声をお聞きしていく中で、医療関係、病院とか、不動産の関係とか、いろいろ生活上のお困り事がおありだということはお聞きしております。
- 委員（赤田かつのり）** つまり、住む問題としてもね、お困り事なんかも当然受けられるわけで

あって、そうであるからこそ、やっぱりそういった、せつかくこういう制度ができてるといことなんですからね、やっぱりこれは人権擁護の観点からも、やっぱり早急に、今年度から実施する方向で調整するってことで、もっと踏み込んだことできないでしょうか。

○土井福祉局部長 申し訳ありません、繰り返しになるんですけども、建築住宅局のほうで、住みかえ一るの部分については検討をされているということでお聞きしております。

○委員（赤田かつのり） もっとこう、積極的に取り組むことを求めたいと思います。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） ほかに御質疑ございますか。

○委員（香川真二） すみません、先ほど、なんのさんが認知症の人にやさしいまちづくり推進のところの話をしたときに、ちょっとそのページ開いて、やさしいまちづくりという言葉を見て、ちょっと思い出したことがあったんで、1点お伝えしたいなと思うんですけど、大した質問じゃないんで、気軽に聞いてもらったらいいんですけど。

1か月ぐらい前かな、視覚障害の方から連絡受けまして、香川さん、すごくうれしいことがあったから、少し聞いてほしいと言われて、電話で話したんですけど、長坂小学校というのが西区にあるんですね。伊川谷有瀬っていう地域があるんですけど、そこで暮らしてる視覚障害の方で、網膜変性症で、今40歳ぐらいですね、徐々に進行しているというふうな、視覚障害の方で、白杖持ってる方なんですけど、病院に行く前にポストに手紙を入れようと思って、歩いて、横断歩道じゃないところを渡ろうとしたと。そうすると、小学校の下校中の3人ぐらいの男の子が、危ないと言って、別に車来てなかったんですけど、危ないと言って、白杖持ってるから、見えない方なんだと思って、来てくれたんですって。横断歩道のところまで、こっちが横断歩道ですって連れていってくれて、そのときのガイドの仕方がすごく上手だったと。小学校の多分3～4年生ぐらいの男の子3人で。そのポストに行くまでにも、何で目見えへんようになったんとか、結構、いろんな質問をして、会話の中で、ちょっと、緑内障っていう病気になって、そこから目が見えなくなったんだよとか、そういう話をしてたりとかする、そういった時間を過ごして、ポストに手紙を入れて、そこから、その子たちは自分の通学路じゃない反対方向のバス停までその人を送ってくれて帰った——子供たちは帰った。その人はそこから病院に行ったというふうな話があって、こういうふうな、小学生ぐらいの子が、白杖持ってるっていうので、ああ、この人は視覚障害の人なんだというのを気づいて、どういうふうに対応したらいいかっていうのまで、そういったことを認識してるというのは、すごくうれしかったということで、ぜひ市の職員さんに伝えてくださいと言われてたんですけど、なかなか伝える場がないので、ここでちょっとしゃべったんですけど。さっきも、局長言われたように、教育っていうところでね、そういった教育がやっぱりどんどんと、そういったやさしいまちづくりというのをつくっていくんだろうなと思うので、今後、そういった教育をぜひ教育委員会とも一緒に、福祉局ともコラボしてやっていただけないかなというふうに思っているんですけど。実際、今やってるかもしれませんが、その辺、ちょっと何か、局長、御意見とか御感想あれば、いただけたらと思います。

○森下福祉局長 我々、どうしても、制度であったりとか、助成であったりとか、そんなふうなところへ目が行きがちなんですけれども、本当はそういった、我々の使ってる言葉で言いますと、心のバリアフリーっていうんでしょうか、そういったものも非常に大事だよっていう事業の進め方をしてございますので、いろんな会議で教育の関係の方も出てきていただいておりますので、さっき申し上げました連携というところ、本当に課題だと思いますし、大事だと思っておりますので、

そんな中で、本当にそういった、すぐにちょっといい言葉思い浮かびませんが、優しいまち、優しい神戸になっていけばいいなというふうに思っています。

○委員長（朝倉えつ子） それでは、ほかに御質疑ありますでしょうか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） なければ、福祉局関係の審査は、今日はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもお疲れさまでした。

委員の皆様におかれましては、福祉局が退室するまでしばらくお待ち願います。

（午後3時11分休憩）

（午後3時12分再開）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、これより意見決定を行います。

それではまず、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち本委員会所管分についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第37号議案令和5年度神戸市国民健康保険事業費補正予算についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第41号議案令和5年度神戸市介護保険事業費補正予算についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第42号議案令和5年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、本件は原案を承認することにいたしました。

次に、第84号議案指定管理者の指定の件（神戸市しあわせの村）についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第85号議案三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する三田市との連携協約の締結に係る協議の件についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、原案を承認するという意見と原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（朝倉えつ子） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

た。

次に、第86号議案神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、本件は原案を承認することに決定をいたしました。

次に、陳情第45号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を要請する意見書提出を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（岡田ゆうじ） 自民党としては、採択を求めます。脱退一時金とは、外国人の方であれば、帰国時に年金から脱退した場合、掛金の一部が支給される制度であります。これは外国人の方が自国に帰国し、日本に将来再入国される可能性が低いという前提の上、年金の掛金が掛け捨てになってしまうことを避けるための制度であります。しかし、外国人の方が年金脱退一時金を受給して再入国することは法律上、妨げられておらず、むしろ、昨今では特定技能など、範囲の拡大した熟練労働者として多くの方が再入国している現状であります。しかし、年金一時金として、既に年金の掛金の払い戻しを受けてしまった場合、年金受給年齢に到達しても年金が受けられず、生活に困窮する外国人の方が増えてきていることが社会問題になっております。

この問題は、国会でも我が党の稲田朋美衆議院議員が2023年10月24日、武見敬三厚生労働大臣に対し、制度改革について要望しており、厚生労働大臣からも必要な改善を図ることは重要との答弁がなされているところであります。

年金受給資格を失い、生活困窮に陥ってしまう外国人の方を1人でも減らす観点からも、雇用主、企業が適切な対応と応分の責任を果たすことを求めるなど、国が是正に取り組むことは当然であるため、その趣旨を国宛て意見書等で求めるべきと考えます。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） 日本維新の会さん。

○委員（住本かずのり） 採択を主張いたします。我が国の人口減少、生産人口が減少する一方で外国人労働力が必要とされ、外国人住民が増加傾向にある今日では、陳情者の趣旨は早急に検討・解決するべき問題であります。

国のほうでも、制度の不備は指摘はされてはいるが、いまだに制度改善は行われていません。本市の外国人居住者が増えている現状、また財政状況を鑑みても、一刻も早く改善すべきと本市も声を上げるべきだと考えます。

○委員長（朝倉えつ子） 公明党さん。

○委員（坂口有希子） 陳情第45号については、審査打切を主張いたします。令和5年10月の臨時国会にて同趣旨の代表質問がされ、質問に対して厚生労働大臣は脱退一時金は外国の方々に特有の事情を踏まえて、例外的に設けられている制度である。厚生労働省として必要な実態把握を行いながら、政府内における在留資格に関する議論の状況等も踏まえ、次期年金制度改正に向けて、必要な検討を行っていくとの答弁がされたことから、今後の国における検討状況を注視していきたいと思っておりますので、陳情第45号については審査打切とさせていただきます。

○委員長（朝倉えつ子） 日本共産党さん。

○委員（赤田かつのり） まず、これ不採択です。日本で働く外国人は、日本人と同じように公的年金制度に加入しなきゃなりません。しかし、数年にわたって公的年金保険料を納めても、そ

のまま帰国してしまつたら、多くの場合、日本で納めた分の年金を受け取ることはできません。このような外国人の年金の納め損を防ぐために脱退一時金制度の利用が推奨されてきてるといふうに聞いてます。現行のままでいいと考えます。

○委員長（朝倉えつ子） こうべ未来さん。

○委員（かじ幸夫） 国での議論経過もしくは本日当局からの説明等も聞いてまいりました。我が会派としては、国の状況を注視をすると、こういう立場で審査打切を主張いたします。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） つなぐさん。

○委員（香川真二） 国の議論もあるんですが、我々としては——先に、ごめんなさい、不採択です。国の議論もこれからあるんですが、外国人の方が掛金を掛けた、それよりもかなり少ない額が脱退一時金というふうなことで、もらえるというふうなことを聞いてますので、そんなに外国人の方に特権があるような制度とは思えませんので、不採択ということを主張します。

○委員長（朝倉えつ子） 以上のように、各会派の御意見は採択、不採択、審査打切の3つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りします。

本陳情の採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択を主張される方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（朝倉えつ子） 挙手多数であります。

よって、本陳情は採否を決することに決定をいたしました。

それでは、この次に採択または不採択の採決をいたします。本陳情について採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（朝倉えつ子） 挙手少数でありますので、よって本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第52号明石川のPFASによる汚染の解決を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 自由民主党です。打切を主張します。

明石川において暫定指針値を超えるPFOS、PFOAが確認されていることは我々も把握しており、また地元の農業従事者からも不安の声を伺っております。

神戸市では産業廃棄物最終処分場3施設や、水質汚濁防止法特定事業場等193施設、また特定事業場以外の事業場、354件に対して、PFOS、PFOA濃度の測定結果や、PFOS、PFOAが含まれている薬剤等の保有・使用状況の確認や対策を依頼し、各事業者から協力を受けていると報告をいただいております。課題解決に向けての活動は、当局の活動は了としたいと思います。

一方、国において、PFOS、PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議が進められておりますが、いまだ結論及び基準が定められておらず、そこが判然としない限り、根拠をもって対策することが困難であります。

よって、神戸市には、人に対する毒性評価や農作物による吸収等についての調査研究報告を引

き続き国に要望することを優先すべきと考え、当陳情は打切と主張します。

○委員長（朝倉えつ子） 日本維新の会さん。

○委員（なんのゆうこ） 日本維新の会は審査打切といたします。現在、神戸市としては、河川における化学物質の測定を複数地点で行い、排出源の可能性が高い業者に対しては、自主的に数値を下げるよう促しているところでもあります。

また、有機フッ素化合物、PFASの一種であるPFOS、PFOAが健康に及ぼす影響について、明確的な知見や、国が定める排出基準もなく、規制をかけるための法的根拠がないため、神戸市としても規制することが難しいのが現状であります。

神戸市は、基準値などを示すよう、既に国に要望しているとのことですが、今後も必要に応じて国へ要望していくよう申し伝え、本陳情は審査打切といたします。

○委員長（朝倉えつ子） 公明党さん。

○委員（坂口有希子） 陳情第52号については、審査打切を主張いたします。

まず、1つ目の項目でPFAS汚染の発生源を突き止め、汚染物の流出を止めることとありますが、国の環境基準や排水基準が設定されてなく、立入調査や排水処理対策などの措置を講じるにも、法的権限がない中、排出源となり得る周辺の産業廃棄物最終処分場などには、自主的ではありますが、検査・報告と対策を要請し、今後とも河川の水質調査結果等を踏まえて、流域の事業者と協力依頼を行っていくとのこと。また、2つ目の項目の1については、現在、内閣府食品安全委員会との連携の下、環境省が水道水に対する基準値を検討する予定であること、併せて、同項目の2については、全国一律の水質等の基準値を設定することや、除去技術の確立など、国に対して要望してきており、今後も継続して要望するとのこと。

最後3つ目の項目については、法令等に違反する盛土が行われている場合には、本市として指導を行うとのことでもあります。

以上のように、本市として現状でできることは行っていることから、陳情第52号は審査打切とさせていただきます。

ただし、周辺住民の皆様が不安を抱かないように、本市としても、さらなる手段を講じていただき、人体への影響がないよう、PFOS、PFOAの環境基準や排出基準を早期に決めていただくよう、国へ引き続き要望していただきたいと思います。

○委員長（朝倉えつ子） 日本共産党さん。

○委員（赤田かつのり） 採択を主張いたします。この発がん性などが疑われる有機フッ素化合物、PFASについては、日本共産党は国会内でも繰り返し、対策委員会を立ち上げて、また開催してこの問題に取り組んできております。

また、神戸でも共産党市会議員団、それからまた、いろいろ市民団体の方々のほうも、非常に高い、強い関心を持って学習会、報告会を開催されると聞いております。調査、規制を強化すべきであり、その対策を強化しなければいけないという立場から、そして住民の命・健康を守る立場から、この陳情を採択といたします。

○委員長（朝倉えつ子） こうべ未来さん。

○委員（かじ幸夫） 環境基準策定に向けた国の今の状況、検討状況、そして今後の取組等について、本日市当局からも一定の説明を受けました、これを了という立場です。

ただ、神戸市が明石川流域の当該自治体だと、こういう立場でしっかりスピード感を持って今後対応されるように、これ国に対してしっかり申し入れてほしいと、こういう意見を付して、今

回のこの陳情に対しては審査打切を主張いたします。

○委員長（朝倉えつ子） つなぐさん。

○委員（香川真二） 採択を主張します。まずは、PFAS、これ早急に発生源を突き止めることが必要だと思いますので、採択です。

○委員長（朝倉えつ子） 以上のように、各会派の御意見は採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について採否を決めるかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決めることに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択を主張される方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（朝倉えつ子） 挙手少数でありますので、本陳情は審査を打ち切ることに決定をいたしました。

次に、陳情第53号市民参加による環境アセスメント実施を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いをいたします。

自由民主党さん。

○委員（山下てんせい） 自由民主党です。打切を主張します。本陳情が市民参加による環境アセスメント実施を求める陳情であり、また当委員会所管の部分が環境アセスメントの在り方に対する意見であると読み取れること、またアセスメントの自主的な実施主体が環境局たり得ないと判断したことから、あくまで一般論としてのアセスメントの在り方は正しい手続に沿って実施されているため、当陳情は打切といたします。

○委員長（朝倉えつ子） 日本維新の会さん。

○委員（なんのゆうこ） 日本維新の会は不採択といたします。神戸市環境影響評価等技術指針マニュアルには、環境影響評価の段階で関係地域の住民向けに説明会を開催することが義務づけられており、関連する資料はウェブサイトでも公開されています。関係市域の住民の方や、それ以外の市民の方も市長に意見を提出することができることになっております。

さらに、関係地域の住民からの要請に応じて公聴会を開催することになっており、市民が意見を述べられる機会が設けられているのが実情でございます。

しかし、先ほど局長からも説明がありましたが、本陳情にあります王子公園の再整備については、環境アセスメントの対象ではないとのことですので、不採択といたします。

○委員長（朝倉えつ子） 公明党さん。

○委員（坂口有希子） 陳情第53号は審査打切を主張いたします。本市の環境影響評価は、事業者に対して関係地域の住民に対する説明会の開催を義務づけており、説明会に対して意見がある場合、市長に意見を提出することができます。

また、この環境影響評価における各手続の中で提出された市民からの意見については、事業者において意見に対する見解書を作成し、市へ提出するよう義務づけられていることから、市民の皆様が参加できる機会も確保しており、今後も適切な運用に努めていくとのことですので、陳情第53号は審査打切とさせていただきます。

○委員長（朝倉えつ子） 日本共産党さん。

○委員（赤田かつのり） 陳情に賛成の立場で、採択とさせていただきます。

○委員長（朝倉えつ子） こうべ未来さん。

○委員（かじ幸夫） 当局の説明を了として審査打切を主張いたします。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） つなぐさん。

○委員（香川真二） 採択を主張いたします。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） 以上のように、各会派の御意見は採択、不採択、審査打切の3つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について、採否を決めるかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決めることに賛成の方、念のため申し上げますと、採択または不採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（朝倉えつ子） 挙手少数であります。よって、本陳情は審査を打ち切ることに決定をいたしました。

次に、陳情第56号介護職等の待遇改善を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（岡田ゆうじ） 自由民主党としては、不採択を求めます。介護職等の処遇改善は非常に重要な課題ではありますが、今回、陳情項目として寄せられている内容は、既に当局として取り組んでいるか、もしくは自治体の役割を超える内容であるため、問題意識については共感するものの、具体的に採択すべき項目がないと判断しました。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） 日本維新の会さん。

○委員（なんのゆうこ） 日本維新の会は不採択といたします。

社会の高齢化に伴い、多様な介護に対するニーズが増えていることは確かでございますが、神戸市では介護職員の住宅手当を一部補助する住宅手当等補助事業や、そのほかキャリアアップ支援金の支給など、様々な支援をさせていただいております。

新規の介護職員確保のための支援、そして就職初期から将来的なキャリアアップを見据えた支援も行っており、神戸市の実態調査も行っており、その結果を基に介護職員への直接的な待遇改善につながる施策を行っております。

そしてまた、国にも要望しているところでございますので、本陳情は不採択といたします。

○委員長（朝倉えつ子） 公明党さん。

○委員（坂口有希子） 陳情第56号については、不採択を主張いたします。

新型コロナウイルス感染症の介護現場における課題の検証については、介護・高齢者福祉施設において、様々検証しており、今後の感染症対策にも生かしていけます。物価高騰の実態についての調査や支援においては、国において調査が行われたほか、本市としてもヒアリングを行い、実態把握をし、これに基づいて独自に継続的な支援を実施してきており、令和6年度については、国において物価高騰の影響等を踏まえた介護報酬の増改定が行われているところであり、本市としては、今後の情勢を注視していく方向であります。

また、介護職の待遇改善について、本市においては介護人材プロジェクト、コウベdeカイゴと銘打って、人材の確保や定着に努めているところであり、国に対しても重点項目として予算要望しており、今後とも実施状況を把握しながら、福祉人材確保の施策の充実と総合事業を進めていくとのことから、陳情第56号については不採択とさせていただきます。

○委員長（朝倉えつ子） 日本共産党さん。

○委員（赤田かつのり） 先ほども賛成の立場から質疑をさせていただきました。採択を主張します。

○委員長（朝倉えつ子） こうべ未来さん。

○委員（かじ幸夫） 介護職全体のこの処遇改善、これが喫緊の課題であって、これが市民生活の安心につながると、こういうことについて、会派として意見は一致をしています。さらなる処遇改善ということで、政党を通じて国へ申し入れているところではあるんですが、今回のこの陳情項目それぞれ見させていただいて、その内容について、今日、神戸市当局からいろいろありましたが、市独自の施策を求められているところも多く見受けられるところもありまして、今回はこの市の当局の説明を了として、不採択を主張いたします。

以上です。

○委員長（朝倉えつ子） つなぐさん。

○委員（香川真二） 介護現場の喫緊の課題だと思っておりますので、採択を主張いたします。

○委員長（朝倉えつ子） 以上のように各会派の御意見は採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情について採択を主張される方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（朝倉えつ子） 挙手少数であります。よって、本陳情は不採択とすることに決定をいたします。

次に、報告事項、神戸SDGs貢献基金条例の件（第81号議案関係分）について御意見はございませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、反対の意見もあるのですが、多数の御意見としては原案を承認するというのでいいですか。分かりました。じゃあ、一部反対の御意見もあったということで、総務財政委員会には申し伝えることにいたします。

次に、報告事項、神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件（第82号議案関係分）については、御意見ございますか。

（なし）

○委員長（朝倉えつ子） それでは、原案を承認することに支障ないということで、これも総務財政委員会に申し伝えることといたします。

以上で意見決定は終了をいたしました。

○委員長（朝倉えつ子） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後3時36分閉会）